

HOKUMON SHINKIN BANK
REPORT 2025

北門信用金庫の現況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

CONTENTS ▶▶▶目次

当金庫の概要	巻頭
ごあいさつ	1
経営方針・行動理念・事業計画	2
業績ハイライト	
事業の概況／主要な経営指標の推移	3
自己資本充実の状況	4
不良債権の状況	5
当金庫の運営体制	
役員・組織図／主要な事業の内容	6
法令等遵守(コンプライアンス)態勢／ 反社会的勢力に対する取組み	7
顧客保護体制／金融犯罪への取組み／ 個人情報保護の取組み	8
金融ADR制度への対応／利益相反管理の取組み	9
リスク管理態勢	10
総代会制度	12
当金庫の取組み	
令和6年度トピックス	14
活動記録	15
北門信用金庫と地域社会	17
文化的・社会的貢献活動	18
お客さま満足度アンケート調査結果	19
中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	20
地域密着型金融の取組み／ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	21
業務のご案内	
商品・サービスのご案内	22
手数料のご案内	25
ネットワーク	
店舗一覧／店外ATMコーナー／営業地区	26
沿革	
北門信用金庫のあゆみ	28
資料編	
資料編	29
自己資本の充実の状況等(パーゼルⅢ第3の柱)	41
役職員の報酬体系	60
開示項目索引	61



当金庫の概要 (令和7年3月31日現在)

名 称	北門信用金庫
本店所在地	北海道滝川市栄町3丁目3番4号 TEL:0125-22-1111(代表) https://www.shinkin.co.jp/hokumon/
創 業	昭和24年2月8日
出 資 金	4億6千万円
会 員 数	12,146名
預 金	2,919億円
貸 出 金	1,204億円
店 舗 数	23店舗
常勤役員員数	210人(出向受入・パート等24人含む)
自己資本比率	16.59%

●シンボルマーク



地域と共に永遠に歩みつづける北門信用金庫の基本理念を象徴したものです。
地域社会と地縁性の強い信金が、互いにガッチリと腕を組んで進む姿を、そして上方に伸びる線は限りない発展を植物の生長になぞらえてシンボライズしたものです。

※本誌は信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
記載金額は全て単位未満を切り捨てて表示しています。
金額の表示は、単位未満の金額は「0」、該当金額がない場合は「-」と表示しています。



理事長

大矢 美智幸

ごあいさつ

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北門信用金庫にご支援、ご愛顧を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の経営内容をご理解いただくため、ディスクロージャー誌「REPORT 2025北門信用金庫の現況」を作成いたしました。

本誌は、当金庫の経営方針及び業務内容・財務内容をはじめ、地域貢献活動等について令和6年度を中心にわかりやすくまとめましたので、ご高覧いただければ幸いです。

令和6年度の我が国経済を顧みますと、企業業績は堅調を維持し、家計も実質所得が増加に転じたことが、個人消費の持ち直しに繋がる傾向もみられ、緩やかな回復基調となりました。また、社会全体が感染症から得た経験則や人手不足が続く労働市場、脱炭素化社会への移行速度、働き方改革の進展などは、流通や人流、それに伴う消費性向のみならず経済構造自体に大きな影響を及ぼし、デジタル化やAIの積極的導入、省力化への動きが一層加速しました。

このような情勢の中、令和6年度は3カ年計画の初年度として、業務の円滑化・効率化と地域金融インフラである店舗網の中長期的維持を企図し、中空知地区6店舗を「預金特化型店舗」として運営致しました。

令和6年度業績は、預金残高2,919億円、貸出金残高1,204億円、収益面では、当期純利益3億70百万円を確保し、財務的には自己資本比率は16.59%、不良債権比率が1.27%と引き続き高い健全性を維持しております。

地域企業様におかれましては、ゼロゼロ融資返済や金利負担の増加、人材確保、販路拡大、様々な経営課題に直面していると思われれます。

当金庫を取り巻く経営環境は、人口減少や高齢化など構造的側面に加え、急激な市場変動による不確実性も増しておりますが、どのような環境であれ、当金庫の方針はお客様それぞれの個別の課題解決に尽力するということに変更はありません。また社会環境変化に柔軟に対応し、安定した金融インフラの維持・発展に引き続き尽力してまいります。

さらなる経営の健全性向上を目指し、全役職員一丸となり精進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

経営方針

地域のみなさまと共に歩み、地域の発展のためにつくします。

北門信用金庫は、中小企業や地元の方々の金融機関「滝川信用組合」として、昭和24年2月、創業いたしました。昭和26年10月、信用金庫法に基づき「中空知信用金庫」と改称いたしましたが、その後、札幌地区への店舗網拡大に伴い、これに相応しい名称とするために、昭和53年10月「北門信用金庫」に変更いたしました。

当金庫は、地域のみなさまと共に歩み、中小企業や住民の生活向上に役立つ金融商品や金融サービスの提供に努めてまいります。

1. 地域貢献、社会貢献活動を通じ「地域との共生」を大切にしています。
2. 地域のより多くのみなさまとのお取引を基本に推進しています。
3. 北門信用金庫は健全経営に徹し、自己資本の充実に努めています。

行動理念

1. 私たちは進んで仕事に取り組み、豊かで住みよい社会を建設します。
2. 私たちは信用を大切に、高い人格と気品ある庫風を築きます。
3. 私たちは常に心身をきたえ、働く喜びと明るいくらしを両立させます。

令和7年度 事業計画

基本方針

当金庫を取り巻く経営環境は、人口減少や高齢化の進展など構造的な問題に加え、急激な市場変動等により有価証券運用益を中心とした利益の確保が一段と困難になっており、収益環境は今後も厳しい状況が続くと予想されます。

金融面では、米国の金利政策をはじめ世界各国が金融正常化に向け取り組みを進める中で、我が国との政策の違いにより円安が続いていたが、マイナス金利の解除、その後の政策金利引き上げと米国の経済政策により、円高・株安基調となりつつあり、金融市場と経済市場は大きな転換期を迎えております。

また、国内経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられ、景気は緩やかな回復基調にあるとされていますが、今後の金融政策によっては注視が必要となる状況が予想されます。

他方で、中小零細企業においては、ゼロゼロ融資の返済、金利負担の増加、人材確保、販路拡大、ビジネスモデルの再構築など課題は山積されています。

地方経済、国民生活を支えている信用金庫としての役割は重要性を増しており、当金庫が顧客の課題解決に尽力し、地域社会全体の成長に貢献し続けるためには、当金庫の経営基盤の強化と安定化を図ることが重要です。

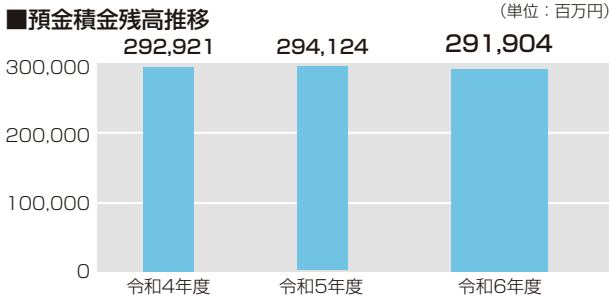
今後も顧客に寄り添うためには、社会環境とその変化に応じた業務運営とサービス提供が必要です。

本年度は、3ヵ年計画【ほくもん「変革への取組」2024】の2年目として、以下の基本方針に基づき取り組みいたします。

1. 地域の持続的発展
2. 持続性のある経営基盤の確立

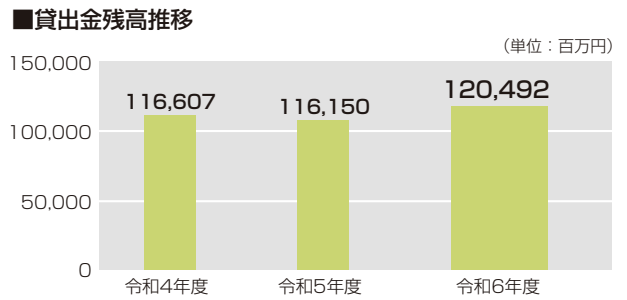
事業の概況／主要な経営指標の推移

◆令和6年度の事業の概況



預金は、相続・転居等を理由とした解約により、個人預金が2,183百万円減少、一般法人預金は1,046百万円減少しましたが、公金・金融機関預金は1,010百万円増加しました。

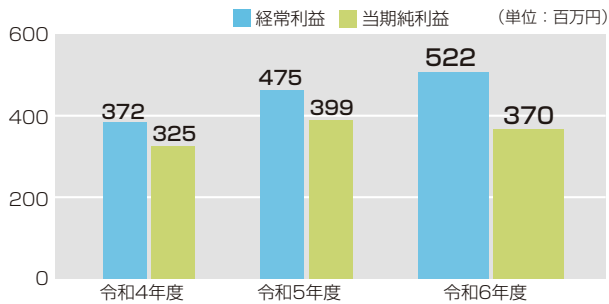
その結果、令和7年3月末預金残高は前期比2,219百万円減少して291,904百万円となりました。



事業先貸出金残高は、シンジケートローン参加、新規開拓を推進し、前期比2,349百万円増加しました。また、昨年減少した地方公共団体向け貸出金は前期比1,886百万円増加、個人向け貸出金残高が前期比106百万円増加しました。

その結果、令和7年3月末貸出金残高は前期比4,342百万円増加して120,492百万円となりました。

■経常利益・当期純利益推移

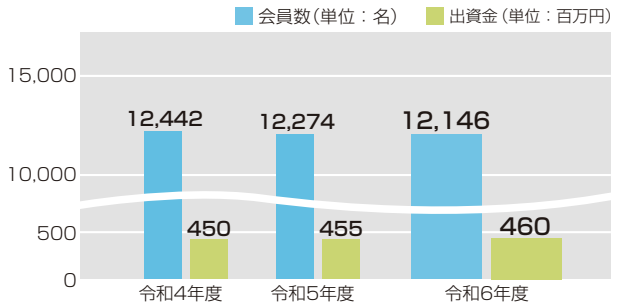


利上げの影響などから預金利息が大幅に増加しましたが、貸出金や預け金、有価証券による利息収入も増加し、預金利息の増加分を吸収することができました。

一方、与信費用の増加や金銭の信託運用益の減少、税金費用の増加が利益を押し下げる要因となりました。

その結果、経常利益は前期比47百万円増加の522百万円、当期純利益が前期比29百万円減少の370百万円となりました。

■会員・出資金の推移



年度中、会員加入364名、脱退492名、差引128名減少し、令和7年3月末会員数は12,146名となりました。また、法人・個人別の構成割合は、法人3,406名(28.04%)、個人8,740名(71.96%)となりました。

年度中の出資金純増額は559万円(11,181口)、出資金総額は460百万円(921,349口)となりました。

◆最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(千円)	3,533,241	3,314,553	3,426,978	3,217,187	3,503,662
経常利益(千円)	423,983	410,325	372,739	475,473	522,598
当期純利益(千円)	317,447	297,657	325,433	399,581	370,483
出資総額	468	466	450	455	460
出資総口数(口)	936,753	933,069	901,125	910,168	921,349
純資産額	17,751	16,715	13,349	13,435	10,288
総資産額	308,353	309,440	307,177	308,546	303,443
預金積金残高	289,502	291,820	292,921	294,124	291,904
貸出金残高	121,846	116,633	116,607	116,150	120,492
有価証券残高	105,834	113,975	100,840	94,200	95,570
単体自己資本比率(%)	13.79	14.11	14.63	15.09	16.59
出資1口あたり配当金(円)	20	20	20	20	20
役員数(人)	14	13	14	14	14
うち常勤役員数(人)	6	6	8	8	8
職員数(人)	191	194	189	181	178
会員数(名)	13,905	13,617	12,442	12,274	12,146

(注)職員数の中には、嘱託・パート・被出向職員を含んでおりません。

業績ハイライト

自己資本充実の状況

自己資本比率は高い水準を維持しております。

自己資本比率は、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のある資産(リスク・アセット)に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関の「安全性」と「健全性」を示す重要な経営指標であり、比率が高いほど健全な財務体質であるとされています。

当金庫の自己資本比率は**16.59%**であり、国内のみで営業を行う金融機関に求められる**国内基準の自己資本比率4%**に対し、**4倍を超える高い水準**にあります。

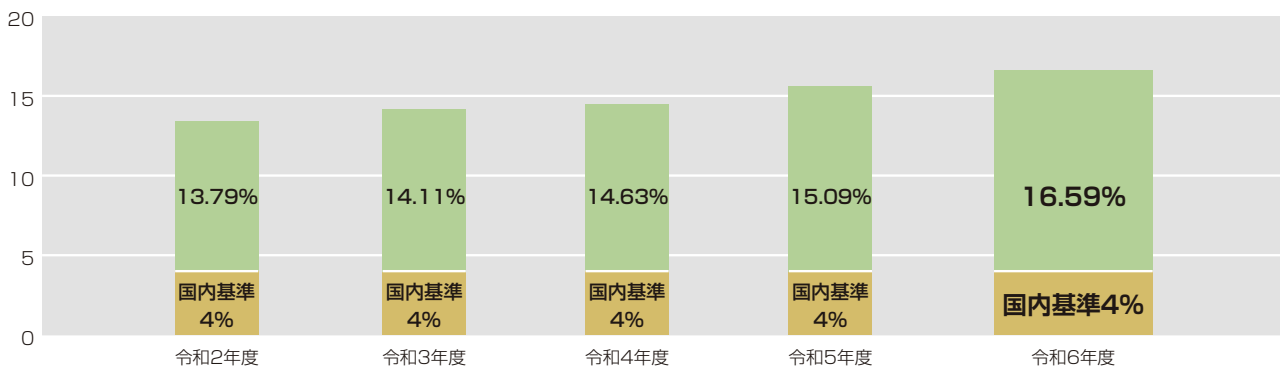
また、**当金庫の自己資本総額191億円の99%以上**は会員の皆さまからの**出資金と利益を積立てた内部留保**から構成されており、**堅固なもの**となっております。

令和6年度は、当期純利益370百万円を計上したこと等により、自己資本比率の分子である自己資本の額が前期比349百万円増加し、19,123百万円となりました。

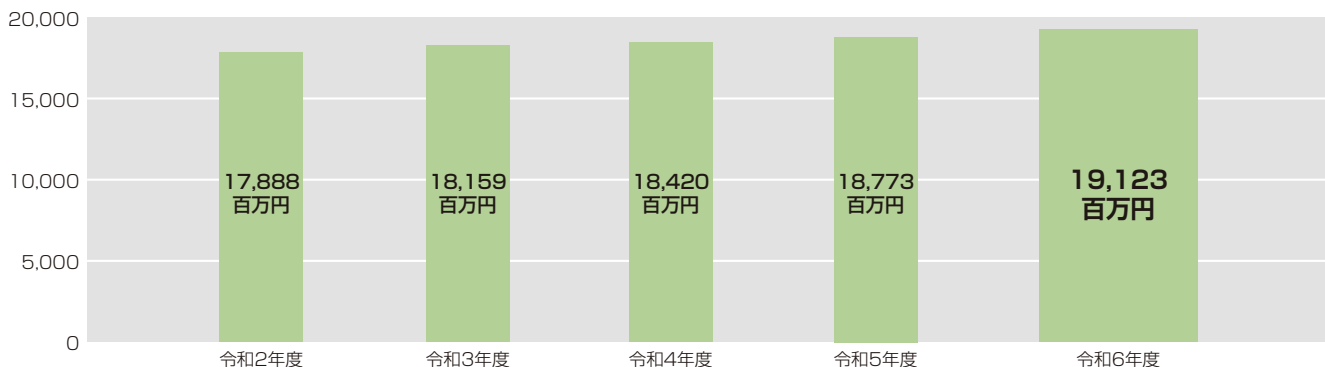
一方、分母となるリスク・アセットは、貸出金のリスク・アセットが減少したことから前期比9,121百万円減少し、115,268百万円となりました。

その結果、自己資本比率は前期比1.50ポイント上昇して16.59%となりました。国内のみで営業を行う金融機関に求められる基準は4%以上とされており、当金庫は高い水準を維持しております。

■自己資本比率



■自己資本の額



$$\begin{aligned} \text{自己資本比率の算出} \\ \text{令和6年度単体自己資本比率} &= \frac{\text{自己資本総額 (19,123百万円)}}{\text{リスク・アセット総額 (115,268百万円)}} \times 100 \\ &= 16.59\% \end{aligned}$$

◆単体自己資本比率の推移

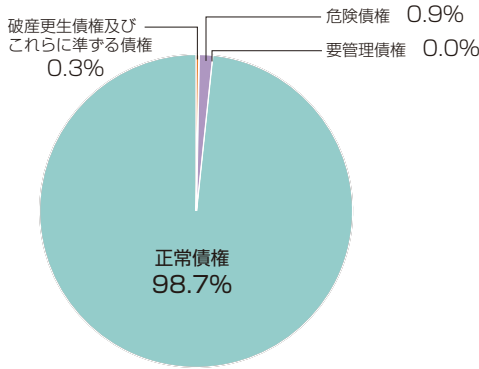
(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自己資本の額 (A)	17,888	18,159	18,420	18,773	19,123
リスク・アセット (B)	129,695	128,656	125,868	124,389	115,268
単体自己資本比率 (A)/(B)×100	13.79%	14.11%	14.63%	15.09%	16.59%

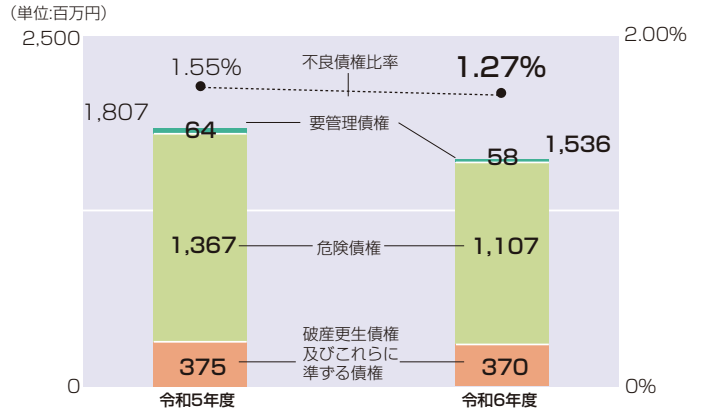
自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づき算出しております。自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については42ページをご覧ください。

不良債権の状況

◆金融再生法開示債権構成比（令和6年度）



◆金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



当金庫では、資産の健全性向上を図るため、毎期、自己査定を厳格に実施し、資産内容の検証を行っております。また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の厳格な監査を受けております。

令和6年度の不良債権（金融再生法開示債権）は、15億36百万円、不良債権比率は1.27%となっております。

また、不良債権額から担保・保証付貸出や貸倒引当金14億1千8百万円を控除した残額1億1千7百万円が未保全となりますが、令和6年度の自己資本額は191億円を超えており、万一未保全額全てが回収不能となった場合でも、十分にカバーできる体力が備わっております。

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	375	375	233	100.0	100.0
	令和6年度	370	370	229	100.0	100.0
危険債権	令和5年度	1,367	1,274	1,077	93.2	68.1
	令和6年度	1,107	1,034	877	93.3	68.1
要管理債権	令和5年度	64	17	14	26.5	4.9
	令和6年度	58	14	13	24.2	0.5
三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	100.0	0.0
	令和6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	64	17	14	26.5	4.9
	令和6年度	58	14	13	24.2	0.5
小計 (A)	令和5年度	1,807	1,667	1,325	92.2	71.0
	令和6年度	1,536	1,418	1,121	92.3	71.7
正常債権 (B)	令和5年度	114,704				
	令和6年度	119,431				
総与信残高 (A) + (B)	令和5年度	116,511				
	令和6年度	120,967				

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

業績ハイライト

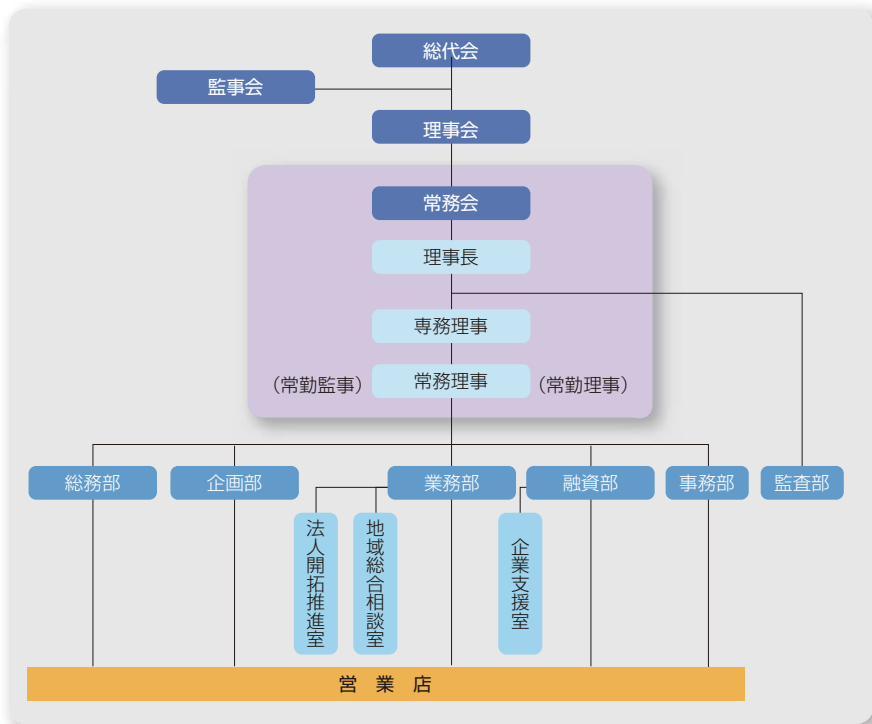
役員・組織図 (令和7年6月30日現在)

◆役員

理事長	大矢美智幸
専務理事	船橋 儀
常務理事	松浦 聖一
常勤理事	菊川 泰
常勤理事	清水 剛
常勤理事	大滝 裕慈
常勤理事	伊藤 貢作
理事	石家 裕二 (※1)
理事	中山 茂 (※1)
理事	田端 千裕 (※1)
理事	松山 修
常勤監事	島貫 有俊
監事	丸山 健
監事	久井 勝則 (※2)

(注) 1.(※1)の理事は、職員外理事です。
2.(※2)の監事は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◆組織図



信用金庫の運営体制

主要な事業の内容 (令和7年6月30日現在)

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 付随業務及びその他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 代理業務
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
イ. 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- (17) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(左記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再受託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務



法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守(コンプライアンス)とは、法令やルール及び社会的規範を遵守することをいいます。

当金庫は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題と位置付け、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を果たすために、役職員がより高い倫理観と使命感をもって行動するよう法令等遵守の態勢整備と実践に取り組んでおります。

法令等遵守の基本方針となる「北門信用金庫行動綱領」、手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」及び行動のチェック項目を記載した「コンプライアンス・カード」を全役職員の必携とするほか、毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づく勉強会や臨店指導などの各種施策の実践を通して、役職員の法令等遵守意識の向上とコンプライアンス態勢の徹底に努めております。

【北門信用金庫行動綱領】



1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を行う。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 職員の働き方、職場環境の充実

職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

内部通報制度について

当金庫は、「公益通報者保護法」に基づき、コンプライアンス経営の強化を目的として、「内部通報規程」を定め、金庫外部の弁護士事務所及び常勤監事を組織的または個人的な法令違反行為等の通報・相談窓口としております。



反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守するとともに、預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としております。また、定款において会員資格や除名等に関する規定を設け、当金庫の会員になろうとする者及び会員から反社会的勢力を排除するなど、関係遮断に向けた取組みを徹底しております。

【反社会的勢力に対する基本方針】

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護体制について

顧客保護とは、「顧客の知識、経験及び財産の状況」を踏まえ、重要事項を適切かつ十分に説明し、顧客の理解・納得を得ることで、苦情・トラブルの発生を未然に防止するものです。

当金庫では、融資業務・預金業務・預かり資産業務・信託契約代理業務において、商品説明時から契約締結時に至るまで意思を確認し、必要に応じ書面に自署・捺印を受けるなど、各段階での説明態勢を整えております。

組織

融資業務は融資部、預金業務及び預かり資産業務・信託契約代理業務並びに相談業務は業務部が担当しており、お客さまに商品内容等を十分にご理解いただけるよう説明を行い、苦情・トラブルを未然に防ぐための態勢を構築しております。

取組

融資業務は、融資部にて借入・保証意思確認方法や借入内容・条件等の書面による説明方法などについて指導を行っております。また、預かり資産業務・信託契約代理業務は、業務部にて研修等を実施し、法令等で求められている顧客保護を十分に果たすための事務知識・業務知識の向上を図っております。

16 平和と公正を
すべての人に



金融犯罪への取組みについて

当金庫では、お客さまに安心してご利用いただけるよう、「偽造・盗難カード」や「振り込め詐欺」などの特殊詐欺での不正引出しによる被害防止に向け、さまざまな対応を行っております。

偽造・盗難カードへの対応

◆暗証番号について

- 当金庫では「生年月日」「電話番号」など、他人に推測されやすい番号は、暗証番号として登録不能としております。既にご利用のお客さまには、当金庫ATM利用時の画面表示による注意喚起を行うとともに、当金庫のカードをご利用のお客さまには、当金庫ATMでお客さまご自身で暗証番号の変更が出来るようにしております。

◆被害への対策

- お客さまのご預金を不正引出被害から守るため、ATMからの1日の引出し限度額を50万円とさせていただきます。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申出により、1日200万円を限度としてご自由に引出し限度額の変更が出来ます。
- 当金庫のキャッシュカードは、より偽造が困難なICカードで作成しております。

振り込め詐欺などの特殊詐欺への対応

- 当金庫では、不正口座開設の防止に取り組むとともに、警察との連携を密にしながら、不正利用口座であることが判明した場合には、すみやかに口座を凍結し被害拡大の防止に努めております。
- 当金庫でお取引のお客さまが振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害に遭われないよう、多額のお引出しやお振込み・携帯電話を使用しながらのATM操作時等に際しては、職員がお声掛けさせていただくなどの対応を行っております。また、お客さまが店頭窓口で高額の現金のお引出しを希望される場合には、お使いみちを確認させていただくほか、「預金小切手」のご利用をお願いしております。
- お客さまのご預金を特殊詐欺から守るため、毎月20日現在で70歳以上で、ATMで3年間キャッシュカードによるお振込みをされていない口座のお客さまは、キャッシュカードによるATMでの振込限度額を0円とさせていただきます。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申出により、1日200万円を限度としてご自由に振込限度額の変更が出来ます。

個人情報保護の取組みについて

当金庫は、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を公表するとともに、「個人情報保護基本規程」等を定め、個人情報取扱事業者として「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守し、個人情報の厳格な取扱い及び機密性・正確性の確保に努めています。

個人情報に関するご相談窓口

北門信用金庫 業務部

〒073-8688
北海道滝川市栄町3丁目3番4号

電話番号：0125-22-1115
F A X：0125-23-3205

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に各営業店(電話番号は26・27ページ記載)または、業務部(☎0125-22-1115)にお申し出下さい。

また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所(☎011-221-3273)、全国しんきん相談所(☎03-3517-5825)をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、業務部にご相談下さい。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会(☎011-251-7730)、東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、札幌弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫業務部にお尋ね下さい。

利益相反管理の取組みについて

当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させる取組みの強化を図っております。

【利益相反管理方針の概要】

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修等を行います。

5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

リスク管理態勢

金融の自由化・金融技術の革新、またお客さまニーズの高度化などから、金融機関の抱えるリスクはますます多様化するとともに複雑化してきております。

こうした環境のなかで、当金庫が今後とも地域金融機関として社会的責任と公共的な使命を遂行していくためには、経営の健全性を維持・向上させるとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することが重要と考えております。

当金庫は、金融環境の変化に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を最重要課題と位置付けて取り組んでおります。

◆リスクの種類と管理態勢

信用リスク	<p>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出金・債券及び利息が回収不能になるリスクのことで、</p> <p>当金庫は、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、営業推進に影響されない審査体制としております。また、資産査定部門が自己査定を厳格に実施し、資産の健全性維持に努めております。</p>
市場リスク	<p>市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産(オフ・バランス資産を含む)の価格が変動した場合に損失を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、ALM委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、金利・株価変動・為替・信用リスクの管理を行っております。</p>
金利リスク	市場金利の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことで、
株価変動リスク	市場価格の変動によって保有株式等の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことで、
為替リスク	外貨建資産・負債について、為替の価格が当初予定されていた価格と相違した場合に損失を被るリスクのことで、
信用リスク	有価証券の発行体の格付が低下するなどの信用状態が悪化した場合に損失を被るリスクのことで、
流動性リスク	<p>流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる、あるいは市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、市場流動性の状況をALM委員会等で適切に把握し対応するとともに、資金調達及び運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに努めております。</p>
オペレーショナルリスク	オペレーショナル・リスクとは、業務遂行上の過程において、内部プロセス、役職員の活動、システムが不適切もしくは機能しないこと、または外発的な事象により、損失を被るリスクのことで、
事務リスク	<p>事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、監査部門が各営業店に対し監査を実施する一方、各営業店には店内検査の月例実施を義務付けているほか、内部規程の整備や研修、専任担当者による臨店事務指導を通じ事務のレベルアップ、リスクに対する意識の向上を図り、事故防止のために万全の態勢をとっております。</p>
システムリスク	<p>システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等のシステム不備等により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳のファイル・通信回線などの二重化及び神奈川県厚木市へのバックアップセンターの設置等、災害発生等のオンラインシステム確保にも万全を期しております。</p>
法務リスク	<p>法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失・損害等を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、法令・諸規程を遵守した業務運営を行うとともに、各種契約や広告等のリーガルチェックの実施、顧問弁護士との連携等よりリスクの極小化に努めております。</p>
人的リスク	<p>人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害等を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、通報窓口を設置し、不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。</p>
有形資産リスク	<p>有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、職員一人一人が普段から金庫の有形資産の維持・保守に取り組み、また業務継続基本計画に基づき、災害時等の対策を講じることでリスクの極小化に努めております。</p>
風評リスク	<p>風評リスクとは、悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことで、</p> <p>当金庫は、「風評リスク管理規程」を制定し、役職員が対応できる内部態勢を整備するとともに、お客さまからの苦情をチェックするなど、十分な管理態勢を確保しております。</p>

◆非常時の業務継続態勢について

当金庫では、非常時の業務継続態勢を網羅した「業務継続計画」を策定し、自然災害、感染症の蔓延、システム障害、人為的災害等の危険事態発生時であっても、必要最低限の金融サービスを継続できるよう備えております。

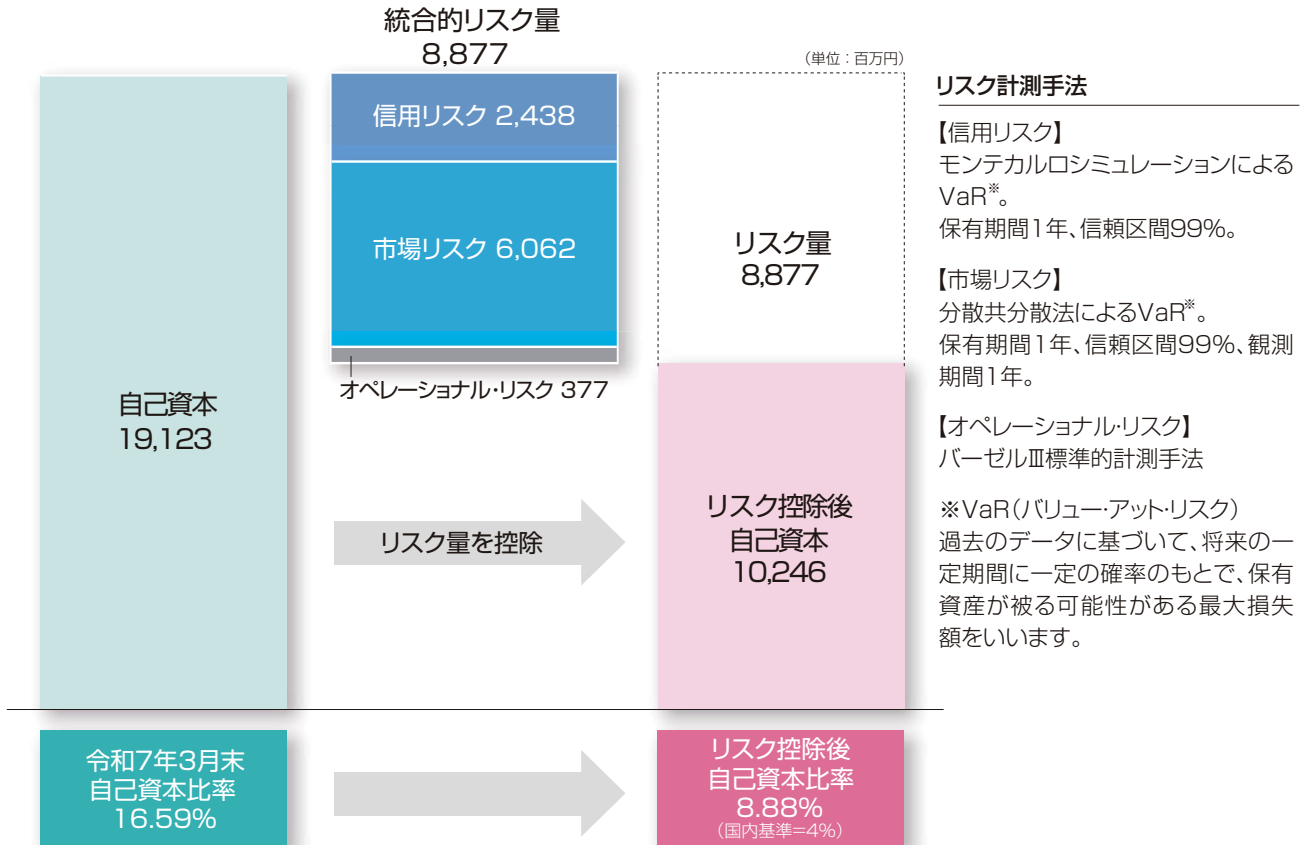
また、業務継続計画における初動対応を強化するため、全役職員の安否確認を補完する手段として「安否確認システム」を導入しているほか、本店、砂川支店、滝川北支店の3店舗に自家発電機を設置するなど、業務継続に向けた態勢の充実に努めています。

◆統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、収益性を向上させ、かつ経営の健全性を維持していくために、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、これらのリスクを一元的に把握し、全体として許容できる範囲内にコントロールしていくリスク管理手法です。

当金庫は、リスクを可能な限り統合的に管理するために「統合的リスク管理規程」を制定し、各種のリスクのうち、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて数量的に把握・統合し、経営体力に見合ったリスクコントロールを行うことにより、健全性を確保する統合的リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

統合的リスク量とリスク控除後の自己資本比率（令和7年3月末）



令和7年3月末の自己資本比率は16.59%です。仮に、統合的リスク量8,877百万円が全て顕在化したと仮定した場合の自己資本比率は8.88%となりますが、この場合でも国内基準(4%)を上回っており、健全性は確保されています。

◆内部統制基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定に基づき、以下の「内部統制基本方針」を定め、組織全体に周知させております。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前項の職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性確保に関する事項
7. 当金庫および子会社の役員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 当金庫の監事へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 当金庫及びその子会社における業務の適正を確保するための体制

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するために開かれた制度です。

1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員お一人おひとりのご意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、お一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫は多数の会員により成り立っていることから総会を開催して、直接会員のご意見をお聞きすることは事実上困難です。そこで、会員のご意見を適正に反映し、充実した審議を行うため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

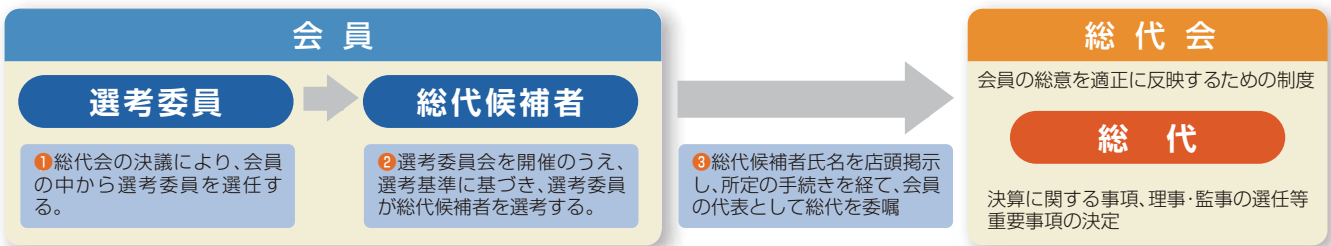
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員お一人おひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、お客さま満足度アンケート調査や地区総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、様々なご意見を参考にして経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈地区総代懇談会の開催〉 地区総代懇談会は、年1回5ヵ所にて開催し、理事長以下役員が出席して総代の皆さまに業務及び財務内容のご報告をするとともに意見交換を行っています。

2 総代とその選任方法



(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は100人で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和7年6月30日現在の総代数は95人で、会員数は12,175名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(3) 総代の定年制

総代会のさらなる活性化並びに総代選任手続きの一層の明確化を図るため、総代の定年制を導入しております。

総代の定年は78歳です。但し、任期の途中で年齢が満78歳に達した場合は、その任期の満了までとなっております。

〈総代候補者選考基準〉

資格要件

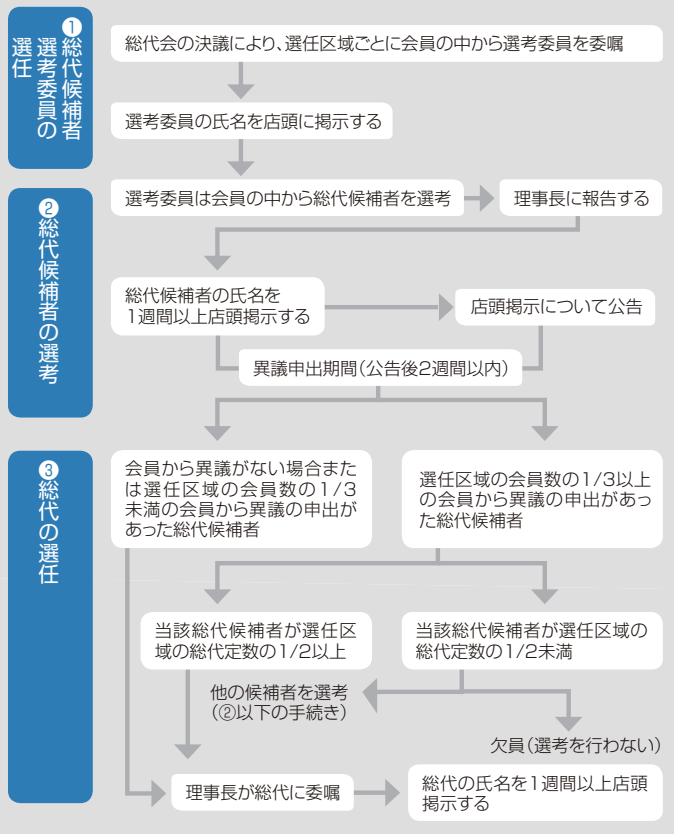
- ・ 当金庫の会員であること。
- ・ 就任時の年齢が満78歳未満であること。

適格要件

- ・ 良識を持って、正しい判断をできる方
- ・ 信用金庫を理解している方
- ・ 当金庫の業務に協力的な方
- ・ 新しい時代にふさわしい建設的な意見を表明できる方

〈総代が選任されるまでの手続きについて〉

当金庫の地区を4区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。





4月

- 入庫式【写真①】
- 令和5年度の個人実績優秀者及び業績優秀店舗を表彰

5月

- 花いっぱい運動を実施【写真②】
- 「そらぷちキッズキャンプ応援定期預金」の販売実績等に基づき（公財）そらぷちキッズキャンプへ100万円を寄贈
- 第21回「石狩川クリーンアップ作戦」へ参加

6月

- 献血運動に参加
- 第76期通常総代会

7月

- 全道信用金庫野球大会(道央地区大会)に参加

8月

- 事業者向けポータルサービス「北門信用金庫ケイエール」お客様向け個別相談会開催【写真③】
- 滝川市の「道の駅物産展」の札幌開催に協力

9月

- 3金庫(当金庫・北空知信用金庫・留萌信用金庫)合同講演会・交流会を開催
- たきかわコスモスマラソン開催に協力

10月

- 3金庫(当金庫・空知信用金庫・北空知信用金庫)共催「アトツギトークセッション」を開催

11月

- 北門信用金庫まちづくり基金助成金贈呈【写真④】

12月

- 職員講話・懇親会を実施【写真⑤】

1月

- 滝川市江部乙で除雪ボランティアに参加

2月

- 創業記念日
- 第23回たきかわ紙袋ランターンフェスティバルに参加

3月

- 新入職員入庫前研修を実施【写真⑥】



【写真①】入庫式



【写真②】花いっぱい運動



【写真③】「北門信用金庫ケイエール」お客様向け個別相談会



【写真④】北門信用金庫まちづくり基金助成金贈呈



【写真⑤】職員講話・懇親会を実施



【写真⑥】新入職員入庫前研修



活動記録 ～持続可能な地域社会の実現に向けて～



地域経済活性化への取組み



セミナーの開催



物産展の開催支援

しんきんコネクトの活用支援
 法人開拓推進室の実働
 物産展の開催支援
 滝川市の道の駅物産展の開催に協力
 いたしました。
 セミナーの開催
 ケイエール個別相談会を開催しまし
 した。

働きがいのある職場環境の整備



全道信用金庫野球大会(道央地区大会)

全道信用金庫野球大会
 (道央地区大会)
 令和6年度は深川市で開催され、役職
 員の他、たくさんの金庫OB・OG・家族
 が選手たちの応援にかけつけました。



業種別着眼点研修

ベースアップ実施
 「デコ活」推奨
 ネクタイの着用について、
 通年不要としました。
 リフレッシュ休暇取得日数の拡大
 各種研修の実施



ケイエール職員向け研修



新入職員研修



職員講話



職員講話 懇親会

豊かな地域社会実現への取組み



花いっぱい運動



献血運動



まちづくり基金 助成金贈呈式



コスモスマラソン

献血運動に参加
花いっぱい運動を実施
各地域イベントへの参加
ギャラリーふれあいの運営
まちづくり基金の運営
教育ローン取扱
ふれあい定期募集
そらぶちキッズキャンプ応援定期募集



たきかわ紙袋ランタンフェスティバル



コスモスマラソン
たきかわコスモスマラソンの開催に伴いボランティアとして多くの役職員が運営に携わりました。



環境保全への取組み



石狩川クリーンアップ作戦

「第21回石狩川クリーンアップ作戦」にボランティアとして多くの役職員が参加いたしました。

当金庫は、社会的課題である環境問題に寄与するため、具体的な実践項目を定めた「北門しんきんエコ宣言」を掲げ活動しております。

エコドライブの実践

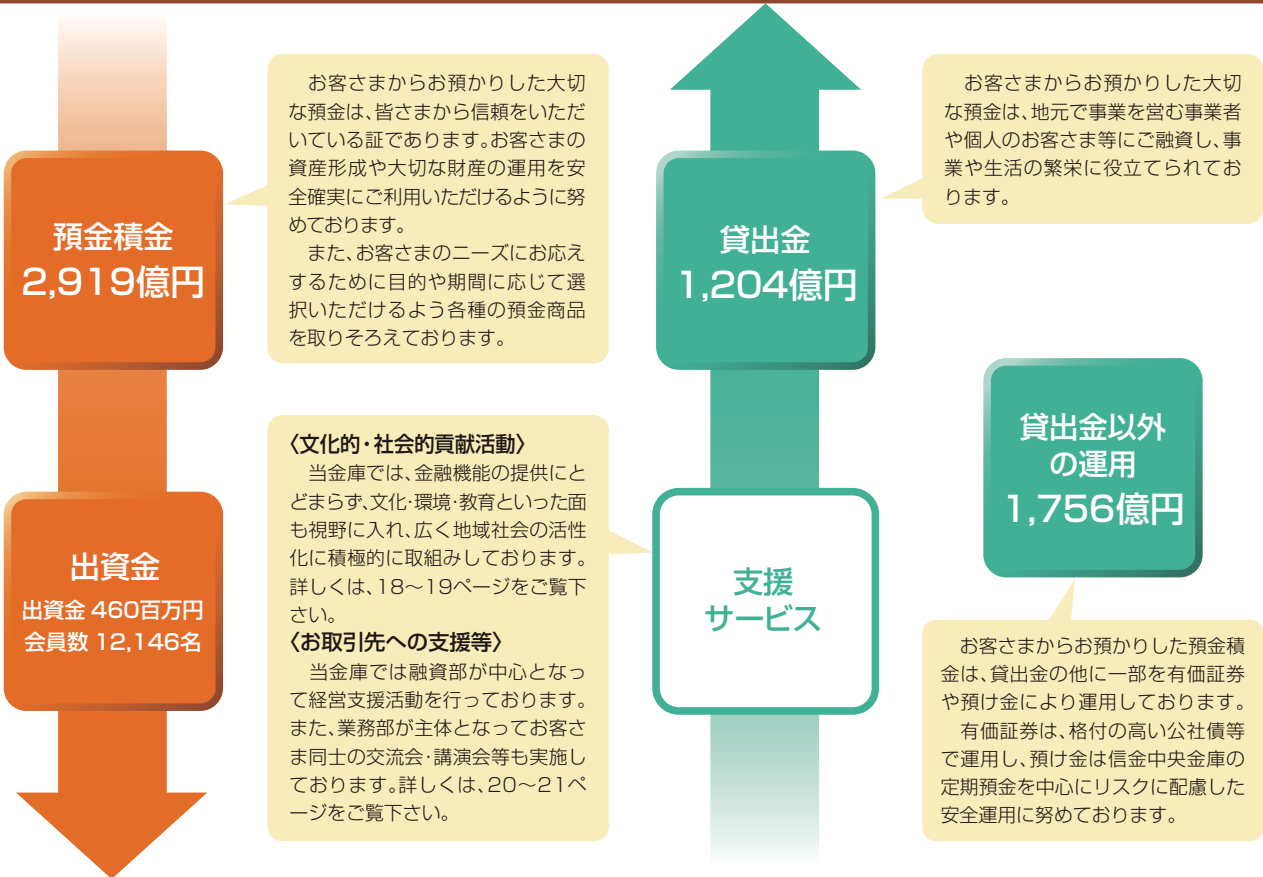
地球環境温暖化対策の目標を設定
2025年度数値目標(当金庫全体)
電力消費量を14.7%、灯油・重油使用料を15%、
ガソリン使用料を5%削減(2009年度比)
LED照明使用による電力消費量とCO₂の削減



当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

お客さま・会員の皆さま



当金庫の取組み



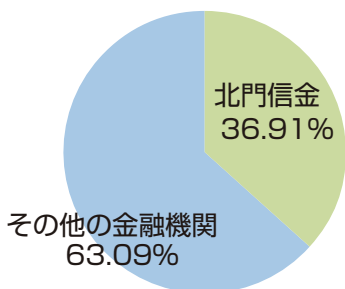
北門信用金庫

常勤役員：210人
(出向受入・パート等24人含む)
店舗数：23店舗

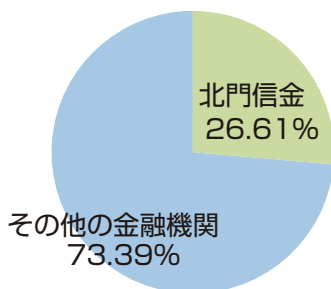
経常利益 522百万円
当期純利益 370百万円

◆中空知地域の占有率

預金占有率



貸出金占有率



◆当金庫が指定金融機関となっている市町

- 滝川市
- 歌志内市
- 奈井江町
- 浦臼町
- 上砂川町
- 新十津川町

の2市4町

※各計数は令和7年3月31日現在

当金庫では、安心と真の豊かさを享受できる地域社会づくりを目指して、地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。

◆ 社会貢献事業

そらぶちキッズキャンプへ寄贈

令和6年5月24日

令和5年度に発売した「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金の販売実績等に基づき公益財団法人そらぶちキッズキャンプへ100万円を寄贈いたしました。



献血運動に参加

令和6年6月13日

「信用金庫の日」の記念行事として献血運動に参加いたしました。



◆ 福祉・環境活動

「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金」の販売

● そらぶちキッズキャンプとは？

日本には小児がんや心臓病等の難病と闘う子どもたちが、約20万人いると言われております。そんな子どもたちが自分の病気や治療のことを気にせず遊べる医療ケア付キャンプ場を北海道滝川市丸加高原で建設・運営しています。

● そらぶちキッズキャンプ応援定期預金

当金庫は、病気と闘う子どもたちとご家族を応援するため、平成23年度から「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金」を販売し、定期預金の受入額に応じて、当金庫から「そらぶちキッズキャンプ」へ寄付を行っています。

※定期預金商品の詳細は22ページをご覧ください。



◆ ボランティア活動

(北門信用金庫クリーニンググリーンクラブ)

平成17年度にボランティアクラブ「クリーニンググリーンクラブ」を発足。

令和6年度は、石狩川クリーンアップ作戦、たきかわコスモスマラソン、たきかわ紙袋ランタンフェスティバルに参加しました。



◆ 地域行事への参加

“ふれあいを大切に”をキャッチフレーズに地域のさまざまなイベントに参加し、地元の方、商店街の皆さまとふれあい活力ある街づくりのお手伝いをさせていただいております。



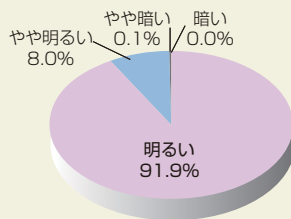
お客さま満足度アンケート調査結果

「お客さま満足度アンケート調査」を実施し、多数の貴重なご意見・ご要望を頂戴いたしました。当金庫は、寄せられたお客さまの声を真摯に受けとめ、今後ともCS(顧客満足)向上に努めていく所存です。

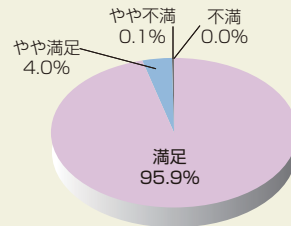
実施期間：令和7年2月
調査方法：来店時及び渉外訪問時にアンケート用紙配布
回答数：711名

※無回答除く

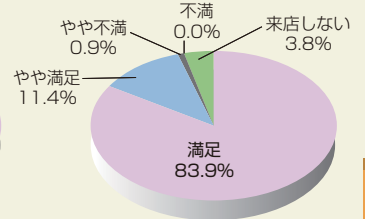
1. 職員の印象はいかがですか。



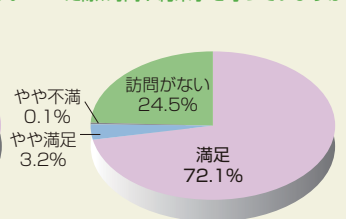
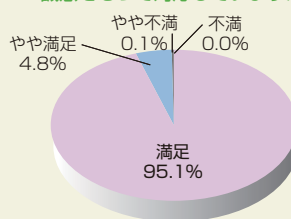
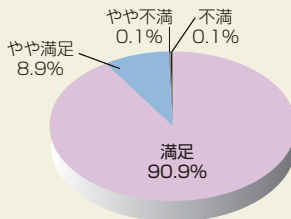
2. 職員の対応はいかがですか。



3. ご来店いただいた際の待ち時間はいかがですか。



4. 商品内容等の説明はいかがですか。 5. お客様のご相談、ご質問等について 誠意をもって対応していますか。 6. 渉外担当者がご訪問させていただいた際、時間や約束事を守っていますか。



当金庫の取り組み

主なお客さまの声

ご支援の声

- いつも丁寧に対応していただき、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いたします。(本店他15店舗、30件)
- 以前より雰囲気明るく優しくなったと思います。質問がしやすくなりました。ありがとうございます。(江部乙支店)
- いつでもどんなタイミングでも明るく親切な対応で満足度の高い支店さんだと思います。これからもどうぞよろしく願いたします。
- いつも丁寧な対応してくれます。笑顔も声掛けもどの金融より優れています。素晴らしいですよ。(上砂川支店)
- いつも明るく、さわやかに対応して頂き、気持ち良く利用させて頂いております。店内のふんいきも大変きれいで最高!!です。引き続きお世話になります。(歌志内支店)
- 業務上、金融機関を多数まわりますが、北門野幌支店の皆さんは親切丁寧な対応ととても明るく優しい印象で地域一番店だと日頃から思っています。これからも頑張ってください。いつもありがとうございます。(野幌支店)

ご意見・ご要望

- いつも有難うございます。とても良く対応して頂いて助かります。できれば、お昼休み時間帯も営業してくれれば助かります。夜前のように6時位までできると有難いです。(歌志内支店)
- 預金金利が上昇した場合、今取引している預金に対してアドバイスをいただきたい。窓口で金利が上がったことを教えていただきたい。(新津川支店)
- 法人で出入金のチェックがネット上で見られるのが無料又は低価格(数百円)であれば良いと思います。(野幌支店)

当金庫の取り組みについて

- ご意見ありがとうございます。またご不便をおかけして申し訳ありません。窓口、ATMの営業時間につきましては、業務効率化の観点から少人数で、より安全かつ効率的な店舗運営を図るため店舗ごとに定めています。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。また引き続きご愛顧のほど願申あげます。
- ご意見ありがとうございます。預金金利につきましては、最寄りの窓口にお問い合わせいただくか、各店舗に設置しておりますデジタルサイネージおよび当庫ホームページにてご案内しておりますのでご利用ください。なお、ご預金の運用等につきましては、お気軽に窓口、渉外係にご相談ください。
- ご意見ありがとうございます。ご希望の価格帯ではありませんが、月額2,200円でインターネット上で利用できる「ケイエール」という商品がございます。機能の一つとして、資金繰り把握機能を有しており、複数金融機関の口座残高、入出金履歴を確認できるものとなっております。その他、事業者様のお力になる複数の機能を有しておりますので、ぜひご検討いただけますようお願いいたします。詳しくは窓口までお問い合わせください。

◆中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

また、当金庫の支援によってお取引先企業の経営改善・事業拡大が図られることにより、地域経済の発展、ひいては北門信用金庫の成長に繋がる循環型スキームの構築を目指してまいります。

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業支援のための専門部署の設置

融資部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業活性化協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

◆中小企業の経営支援に関する取組み状況

経営改善支援活動

令和6年度は「企業支援室」において、再生支援先として14社を選定し、経営改善コンサルティングを実施いたしました。経営改善支援の取組み実績については、21ページをご覧ください。外部機関による専門家派遣の活用はありませんでした。

ビジネスマッチング支援

お取引先企業の販路拡大支援として、ビジネスマッチング等の支援を行っております。

信用金庫業界のネットワークを活用したビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」の活用などオンラインでの販路拡大支援を行っております。

顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業さまの発展のお手伝いをしております。

地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。

◆地域の活性化に関する取組み状況

地域活性化事業に参画

滝川市の地域活性化事業（「滝川市産業活性化協議会」・「たきかわ産業支援相談窓口」）に参画しております。

ほくもん法人会メンバーズローンの取扱い

中空知地区の地域経済活性化、事業者さまの支援を目的として公益社団法人滝川地方法人會さまと連携し、令和6年よりほくもん法人会メンバーズローンを取扱いしております。

返済期間	借入額	借入利率	借入利率
3年間	50万円	1.5%	1.3%
5年間	50万円	1.7%	1.5%
7年間	50万円	1.9%	1.7%
10年間	50万円	2.1%	1.9%

※借入利率は、借入期間・借入額により変動します。上記は参考利率です。

実行年 年▲0.1% (実行年 年▲0.1%)

ほくもん法人会
メンバーズローン

◆地域密着型金融の取組み

経営改善支援の取組み実績 【令和6年4月～令和7年3月】

(単位：先)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β	αのうち期末に 債務者区分が変 化しなかった先数 γ	αのうち 再生計画を 策定している先数 δ	経営改善支 援取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先 ①	1,981	0		0	0	0.0%		—
要注意 先	うちその他要注意先 ②	251	4	0	4	1.6%	0.0%	100.0%
	うち要管理先 ③	3	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	74	8	0	8	8	10.8%	0.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤	29	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	11	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)	368	12	0	12	12	3.3%	0.0%	100.0%
合計	2,349	12	0	12	12	0.5%	0.0%	100.0%

創業・新事業支援融資の取組み実績

令和6年度 43件 458百万円

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み実績

令和6年度 24件 122百万円

当金庫の取組み

◆経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容をふまえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ① お客様が融資等の資金調達を申込みされた場合、当金庫ではガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様のご意向をお伺いしながら検討いたします。
- ② 上記の検討の結果、経営者保証が必要と当金庫が判断した場合は、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。この場合、保証人予定者の資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の状況等を総合的に判断して適切な保証金額の設定をします。
- ③ お客様から既存の経営者保証契約の変更・解除の申し入れがあった場合は、当金庫はガイドラインに基づいて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討するとともに、検討結果について具体的に説明いたします。
- ④ 事業承継時には、改めて経営者保証の必要性を検討するとともに、原則として前経営者と後継者の双方から二重に経営者保証を求めません。経営者保証が必要と当金庫が判断した場合は、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 保証債務整理の申し出がなされた場合は、ガイドラインに基づいて誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	1,600件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	69.3%
保証契約を解除した件数	12件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

商品・サービスのご案内 (令和7年7月1日現在)

◆主な預金商品

種類	特色・内容	預入期間	預入金額
当座預金	手形・小切手の決済口座としてご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与、年金受取、公共料金や税金・クレジットの自動支払い等にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
大口定期預金	預入時の店頭表示金利を満期まで適用する固定タイプの定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
スーパー定期預金	預入時の店頭表示金利を満期まで適用する固定タイプの定期預金です。	1カ月～5年	100円以上
変動金利定期預金	市場実勢に応じて6カ月毎に金利が見直される変動タイプの定期預金です。	3年	100円以上
期日指定定期預金	1年複利の定期預金で、預入日の1年後から自由に満期日をご指定いただけます。	1年以上3年以内	100円以上
定期積金	毎月一定額を積立て、計画的に貯蓄する商品です。	6カ月以上5年以内	100円以上

そらぶちキッズキャンプ 応援定期預金2025



募集額0.02%相当額100万円を当金庫からそらぶちキッズキャンプへ寄付いたします。

今年度も 預入時の店頭表示金利を基準に0.02%を上乗せさせていただきます。

■募集金額 50億円
■募集期間 2025年4月1日(火)～2025年3月31日(火)まで
■対象となるお客様 個人のお客さま
■お預入金額 一人さま10万円～2,000万円以内
■お預入期間 1年もの自動継続定期預金

募集額0.02%相当額100万円を当金庫からそらぶちキッズキャンプへ寄付いたします。



ほくもん年金優遇定期預金 ふれあい



ほくもん年金優遇定期預金 2025年1月6日(月)～2025年12月30日(木)

店頭表示の金利に上乗せスーパー定期1年もの1,000万円まで **+0.10%**

店頭表示の金利に上乗せスーパー定期1年もの100万円以上1,000万円以下 **+0.02%**

対象者 当金庫で年金をお受け取りいただいている方、親類でが年金額が平均2万円以上の方です。

預入期間 1年 取扱期間 令和7年12月30日まで

※本定期預金を中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。

当金庫で公的年金をお受取の方を対象とした定期預金です。



店頭表示金利に年0.02%上乗せ 預入金額 10万円～2,000万円
預金種類 1年もの自動継続定期預金 取扱期間 令和8年3月31日まで
※本定期預金を中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
※そらぶちキッズキャンプについては、18ページをご覧ください。

①預入金額 100万円以内 店頭表示金利に年0.10%上乗せ
②預入金額 100万円超1,000万円以内 店頭表示金利に年0.02%上乗せ
預入期間 1年 取扱期間 令和7年12月30日まで
※本定期預金を中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。

当金庫の勧誘方針について

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っております。

【金融商品販売に係る勧誘方針】

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

※各種商品には、ご利用にあたり諸条件がある場合がございます。商品の詳細については、営業店窓口にお問い合わせ下さい。
※金利は市場の動向により変更することがあります。

◆主な融資商品〈事業者向け〉

種類	特色・内容	融資限度額	融資期間
北門ビジネスローン	事業者の方への専用ローンです。運転・設備資金とにもご利用いただけます。	3,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
ほくもん無担保スピードローン	事業者の方への専用ローンです。必要資金に迅速に対応し、原則お申込の翌日に回答いたします。	500万円以内	5年以内
ほくもん農業経営ローン	農業者の方への専用ローンです。運転・設備資金とにもご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
ほくもん農業者カードローン	農業者の方への専用カードローンです。運転・設備資金とにもご利用いただけます。	100万円以内	2年以内
北門アパートローン	賃貸共同住宅の新築・購入・増改築及び借換え資金等にご利用いただけます。	3億円以内	最長35年以内
ほくもん法人会メンバーズローン	滝川地方法人会の会員を対象に優遇金利でご利用いただけます。	1,500万円以内	運転資金5年以内 設備資金10年以内

◆主な融資商品〈個人向け〉

種類	特色・内容	融資限度額	融資期間
ほくもん住宅ローン ジャンプ2025	住宅の新築・購入・増改築・借換え資金等にご利用いただけます。	2億円以内	50年以内
ほくもん無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・借換え資金等にご利用いただけます。保証人・担保が不要の商品です。	2,000万円以内	20年以内
ほくもんリフォームローン	住宅の増改築・リフォーム・借り換え資金等にご利用いただけます。保証人・担保が不要の商品です。	1,000万円以内	15年以内
ほくもんマイカーローン	自家用車等の購入・車検・修理・免許取得費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
ほくもんフリーローン 「まねき猫」	お使い途は自由です。(事業性資金を除く) (株)オリエントコーポレーションの保証付で担保・保証人は原則不要です。	500万円以内	10年以内
カードローン しんきん New きゃっする	お使い途は自由です。(事業性資金を除く) 保証人不要でパート・アルバイト・専業主婦の方もご利用いただけます。	500万円以内	3年以内
ほくもんカードローン	お使い途は自由です。(事業性資金を除く) 保証人不要でパート・アルバイトの方もご利用いただけます。	50万円以内	3年以内
ほくもん教育ローン	入学金・授業料等の教育費全般・借換え資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
ほくもん教育カードローン	就学にかかる付帯費用等、様々な教育資金ニーズに対応。必要な時に必要な分だけ ATM でお借入れいただけます。	500万円以内	本店窓口までお問い合わせ下さい。
ほくもんシニアライフローン	満60歳以上完済時満80歳以下の方が対象です。 リフォーム・自家用車購入・旅行費用等、健康で文化的な生活の資金としてご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
ほくもん子育て応援ローン	出産・子育て・小学校入学準備資金・借換え資金等にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
ほくもん福祉ローン	介護用機器購入・老人ホーム入居一時金・借換え資金等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内

業務のご案内

◆「ほくもん職域サポート」のご案内

企業経営者の皆さま! 「ほくもん職域サポート」をご利用なさいませんか。

☆ほくもん職域サポートとは…

北門信用金庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所へお勤めの皆さまへ、金利優遇サービスを提供する取組みです。

☆「ほくもん職域サポートローン」

- ご融資金額 最高1,000万円まで、融資期間 15年以内
 - ①自動車 ②教育 ③住宅・リフォームの関連資金にご利用いただけます。
- 当金庫と「職域サポート」契約を結ばれている事業所の経営者・従業員の皆さま専用でご利用いただけるローンです。

商品・サービスのご案内 (令和7年7月1日現在)

◆その他の業務

種類	特色・内容
国債 窓口販売業務	【国債】 2年・5年・10年(固定金利)の3種類をお取扱いしております。 【個人向け国債】 3年・5年(固定金利)と10年(変動金利)の3種類をお取扱いしております。 ※国の都合により新規発行が中止され、お取扱い出来ない場合があります。
保険/共済商品 窓口販売業務	お客様の幅広いニーズにお応えするため、個人年金保険、終身保険、がん保険、損害保険、学資保険等の各種保険商品および共済商品(日本フルハップ)をお取扱いしております。
信託契約代理業務	相続に関する信託商品2種類をお取扱いしております。 【しんきん相続信託「こころのバトン」】 お客様ご自身の将来の生活資金としての定期的な受け取りや、ご家族にのこす金額および受取方法をあらかじめ指定できます。 【しんきん暦年信託「こころのリボン」】 ご家族への生前贈与の手続きをサポートする商品です。
確定拠出年金	【しんきんiDeCo】 少額から老後の資金準備を始めることができる商品です。

◆主なサービス

種類	特色・内容
キャッシュサービス	北門しんきんの本支店ATMコーナーにおいて、キャッシュカード1枚でご預金のお入金・お振込み等がご利用いただけます。また、全国の信用金庫・ゆうちょ銀行及び提携金融機関のATMコーナーでもご利用いただけます。(提携金融機関のATMでは、一部取扱いのないサービスがあります。)
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMをご利用の場合、ATM利用手数料が無料になります。(一部信用金庫除く。) 【無料時間帯】 平日8:45～18:00のお入金 土曜日9:00～14:00のお出金
インターネットバンキングサービス	インターネットを利用してスピーディーにお取引できるサービスです。
WEB-FB (法人)	パソコンから総合振込・給与賞与振込・都度振込・口座振替・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。
WEBバンキング(個人)	パソコン・携帯電話からお振込み・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。
でんさいネットサービス	電子記録債権(でんさい)とは、手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。電子化により手形発行等の事務負担が軽減され、手形を必要な金額に分割して譲渡や割引ができるといった特徴があります。「でんさいネットサービス」は、法人及び個人事業主のお客様のパソコンから、北門信用金庫を経由してご利用いただけます。
でんさいライト	「でんさいネットサービス」の簡易版のチャンネルです。インターネットバンキングの契約がなくても利用ができ、インターネットの環境があれば、スマートフォンやタブレット等の端末でも利用が可能です。また、基本手数料は無料で、1件ごとの請求等にかかる手数料のみで利用ができます。なお、でんさいの発行(発生記録請求)は1件あたり100万円が上限となります。
ファームバンキングサービス	専用の電話回線を利用して、専用端末・パソコン(FBソフトが必要です。)から総合振込・給与賞与振込・都度振込・口座振替・残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。
アンサーサービス	ご指定口座への振込、入金、預金残高情報を電話やFAXで自動的にご連絡いたします。
マルチペイメントネットワークサービス	右のマークがついた税金・公共料金等の払込書(納付書)の支払いを当金庫のインターネットバンキングサービスを利用してパソコンから行うサービスです。
Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス	右のマークがついた端末が設置された金融機関窓口において、当金庫キャッシュカードで口座振替契約を行うことができるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	提携収納機関のインターネットサイトにおいて、口座振替契約を行うことができるサービスです。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードで、J-Debit加盟店のご利用代金をお客様の預金口座から即時決済いたします。(手数料はかかりません。)
自動振込サービス	家賃のお支払いや仕送りなど、毎月同日に一定金額をお客様の預金口座から、自動的にご指定口座へお振込みいたします。
貸金庫サービス	預金証書、株券、権利書、貴金属などの大切な財産を金庫室で安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りします。
夜間金庫サービス	毎日の売上金などを、当金庫の営業時間終了後でも安心してお預入れいただけます。
キャッシュレス決済サービス	株式会社メルペイが提供するメルペイは「QRコード決済」方式で、アプリをスマートフォンに入れておけば、加盟店での支払の際にQRコードを読み取り、金額を入力するだけで決済が完了するキャッシュレス決済サービスです。
しんきん法人ポータルウェイール	資金繰りや仕事を便利に管理する機能を提供するWEBポータルサービスです。
Bank Pay ことら送金	スマホ決済サービスで1日10万円までの個人間送金が無料のサービスです。

手数料のご案内 (令和7年7月1日現在)

◆為替業務に関する手数料

(1件あたり、消費税込み)

種類	手数料				
	金額	同一店内	本支店向け	他金融機関向け	
振込手数料	窓口振込	3万円未満	220円	605円	
		3万円以上	440円	770円	
	窓口振込 ※視覚障がい者等の 方が対象	現金振込	3万円未満	110円	385円
			3万円以上	220円	330円
		通帳・CDカード からの振替	3万円未満	無料	275円
			3万円以上	無料	385円
	ATM振込	カード振込	3万円未満	110円	275円
			3万円以上	220円	385円
		現金振込	3万円未満	110円	385円
			3万円以上	220円	330円
FB振込・HB振込 テレホンバンク振込	カード振込	3万円未満	無料	385円	
		3万円以上	無料	550円	
インターネットバンク振込	カード振込	3万円未満	110円	385円	
		3万円以上	220円	440円	
定額自動送金(自動振込) 取扱手数料お振込先1件あたり55円	現金振込	3万円未満	110円	385円	
		3万円以上	220円	550円	
給与振込	金額問わず	無料	無料	55円	
送金手数料(送金小切手)			440円	660円	
代金取立 手数料	電子交換 ※割引引手形、担保手形、および同一店内の 取立手形含む ※当日入金の小切手は無料とする			660円	
		郵送による取立		1,100円	
振込訂正手数料				660円	
送金・振込の組戻手数料				660円	
取立手形組戻手数料・取立手形店頭呈示料・不渡手形返却料				各1,100円	
取立手形返却料				実費(郵送料)	
立替払手数料(本支店為替のみ)				220円	

◆当金庫ATM利用手数料

(消費税込み)

ご利用時間帯	当金庫のカード		他信金のカード	他金融機関のカード
	お引出し	お預入れ		
平日	8:00~8:44	無料	110円	220円
	8:45~18:00	無料	無料	110円
	18:01~20:00	110円	110円	220円
土曜日	9:00~14:00	無料	無料	110円
	14:01~17:00	110円	110円	220円
日曜・祝日・振替日	9:00~17:00	110円	110円	220円

※他金融機関のカードによるお預入れはできません。

◆融資業務に関する手数料

(消費税込み)

種類	手数料	
	内訳・単位	金額
住宅ローン事務取扱手数料(※1)	1件	55,000円
アパートローン事務取扱手数料(※2)	1件	55,000円
不動産担保事務 取扱手数料	新規設定	1件 55,000円
	追加設定 極度増額	極度変更のない場合(追加担保) 無料 極度増額の場合 増加額に対して新規設定に準じる
一部繰上返済手数料および 条件変更手数料	1件	5,500円
全額繰上返済手数料	①事業資金、消費者ローン	5,500円
	②住宅ローン	当初借入から10年以内の場合 繰上返済額 1千万円以下 33,000円 繰上返済額 1千万円超 55,000円
		③アパートローン
		繰上返済額×0.5%(千円未満切捨て)
預り担保手数料	1件	11,000円
融資証明書発行手数料	1通	5,500円
債務保証書発行手数料	1通	2,200円
フラット35取扱手数料		融資額の2.20%
完成工事未収金 債権流動化手数料	コミット メントフィー	買取限度額 1千万円未満 限度額×1.65%
		買取限度額 1千万円以上1億円以下 165,000円 買取限度額 1億円超 220,000円
	事務取扱 手数料	期間短縮の場合 手数料×月数×1/12 下限1,000円
		初回買取時 2回目以降 55,000円 110,000円

(※1) 不動産担保事務取扱手数料は無料です。
(※2) 不動産担保事務取扱手数料が別途必要となります。
※その他の手数料につきましては、ホームページをご覧ください。

◆その他手数料

(消費税込み)

種類	手数料		
	内訳・単位	金額	
当座小切手(50枚綴)	1冊	2,200円	
約束手形(25枚綴)	1冊	1,320円	
為替手形(25枚綴)	1冊	1,100円	
マル専手形用紙	1枚	1,100円	
金融機関借入用約束手形	1枚	660円	
自己宛小切手	1枚	550円	
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書1枚につき	5,500円	
各種残高証明書、投資信託振替口座簿の写し、取引証明書発行手数料 ※住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は無料	所定用紙	1通 550円	
	所定用紙以外	1通 550円	
	監査法人向け	1通 3,300円	
各種残高証明書発行手数料	定例発行(郵送)	1通 634円	
通帳・証券・証券再発行手数料 ※盗難等の場合は無料	1冊(枚)	1,100円	
未利用口座管理手数料	年額	1,320円	
キャッシュカード新規発行手数料	法人(個人は無料)	1件 1,100円	
カード再発行手数料	キャッシュカード ローンカード	1件 1,100円	
FB基本料	FB専用端末/パソコン 多機能電話	月額 5,500円 月額 1,100円	
インターネットバンク 基本料	WEB-FB(一般タイプ)	月額 3,300円	
	WEB-FB(都度振込専用タイプ)	月額 1,100円	
ハードウェアトークン再発行手数料		1個 1,100円	
貸金庫手数料	※貸金庫の規格によって手数料が異なりますので、詳しくは貸金庫 設置店舗にお問い合わせ下さい。 【貸金庫設置店舗】 本店・砂川支店・新十津川支店・滝川北支店・厚別西支店・篠路支店 白石支店・新琴似支店・野幌支店・手稲前田支店・千歳支店・石狩支店		
	貸金庫カード再発行手数料	1件 1,100円	
夜間預金金庫利用手数料		月額 22,000円	
窓口両替手数料	1~20枚	1回 無料	
	21~100枚	1回 330円(100円)	
	101~1,000枚	1回 440円(200円)	
	1,001~2,000枚	1回 550円(300円)	
	2,001枚以上	1回 1,000円(220円)加算	
大量硬貨入金手数料 枚数※	1枚~300枚	無料	
	301枚~1,000枚	窓口(1件につき) 330円	
	1,001枚~2,000枚	550円	
	2,001枚~3,000枚	770円	
3,001枚以上	1,000円(220円)加算		
※同一日に同一のお客様から複数のお取扱いがある場合は、その合計枚数が手数料の対象となります。			
アンサー手数料		月額 1,100円	
情報開示手数料	取引履歴の開示	1顧客1ヶ月につき 110円	
	取引履歴以外開示	1通につき 1,100円	
デビットカード加盟店手数料	売上高1件につき	2.5% ※上限250円、下限50円	
北海道収入証紙売捌手数料	買入れの都度	証紙額面合計の3%	
地方税取次手数料 ※当金庫と取次代理店を締結している 地方自治体の税金・水道料金の取次ぎは無料	地方税統一QRコード記載あり納付書 地方税統一QRコード記載なし納付書	無料 1納付先につき 770円	
信託業務取扱事務手数料	1件	信託金額×1.1% ※上限55,000円	
でんさいネット 利用手数料	月額基本料※		1,100円
	発生記録 分割譲渡記録	パソコン	自金庫宛 330円 他金融機関宛 660円
		譲渡記録	パソコン
	変更記録	パソコン	330円
		書面	1,320円
	保証記録	パソコン	330円
	支払等記録	パソコン	330円
	特例開示	書面	2,750円
	残高証明書発行	都度発行方式	3,300円
		定例発行方式	1,100円
支払不能情報照会	パソコン	330円	
入金※		220円	
※月額基本料および入金手数料は令和8年3月まで無料			
ケイール手数料	基本手数料(基本機能)	基本機能+資金繰り機能(付加機能)	IDの追加
	-	口座情報等の開示あり 口座情報等の開示なし	5件まで可
	2,200円	2,200円※ 2,200円※	無料
※付加機能を利用の場合は別途、IB法人一般の加入(別途、手数料)が必要。IB法人一般に加入済の場合は追加の手数料は不要			

店舗一覧／店外ATMコーナー／営業地区

◆店舗一覧 (令和7年7月1日現在)



[001] 本店

滝川市栄町3丁目3番4号
〒073-8688 ☎0125-22-1111

ATM 取扱時間	平日 8:00~20:00
	土・日・祝 9:00~17:00



[002] 江部乙支店 ● ※

滝川市江部乙町東1丁目11番5号
〒079-0463 ☎0125-75-2111

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[003] 上砂川支店 ◆ ※

空知郡上砂川町字上砂川町40番地10
〒073-0200 ☎0125-62-2211

ATM 取扱時間	平日 8:45~17:00
	土・日・祝 -



[004] 浦臼支店 ● ※

樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223
〒061-0600 ☎0125-68-2011

ATM 取扱時間	平日 8:45~17:00
	土・日・祝 -



[005] 砂川支店 ●

砂川市西1条南1丁目1番14号
〒073-0141 ☎0125-54-3311

ATM 取扱時間	平日 8:00~19:00
	土・日・祝 9:00~17:00



[006] 奈井江支店 ◆

空知郡奈井江町字奈井江町128番地
〒079-0313 ☎0125-65-2311

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[007] 歌志内支店 ▼ ※

歌志内市字本町91番地
〒073-0403 ☎0125-42-3111

ATM 取扱時間	平日 8:45~17:00
	土・日・祝 -



[009] 芦別支店 ◆

芦別市北1条東1丁目6番地9
〒075-0011 ☎0124-23-1211

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[010] 新十津川支店 ▼ ※

樺戸郡新十津川町字中央18番地14
〒073-1103 ☎0125-76-2111

ATM 取扱時間	平日 8:45~17:00
	土・日・祝 -



[012] 赤平支店 ●

赤平市本町1丁目1番地4
〒079-1136 ☎0125-32-4111

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[013] 滝川北支店 ◆ ※

滝川市朝日町西2丁目1番31号
〒073-0018 ☎0125-23-1111

ATM 取扱時間	平日 8:00~19:00
	土・日・祝 9:00~17:00



[014] 札幌支店

札幌市中央区南2条東2丁目9番地1
〒060-0052 ☎011-271-4211

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[015] 岩見沢支店 ●

岩見沢市5条西5丁目1番地
〒068-0025 ☎0126-23-2211

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[018] ふじの支店 ◆

札幌市南区藤野2条8丁目20番3号
〒061-2282 ☎011-591-5111

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[019] 厚別西支店 ●

札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号
〒004-0063 ☎011-892-3111

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[020] 篠路支店 ◆

札幌市北区篠路2条4丁目6番11号
〒002-8022 ☎011-771-1411

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[021] 白石支店 ◆

札幌市白石区本通4丁目北1番1号
〒003-0027 ☎011-863-3711

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



[022] 新琴似支店 ●

札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号
〒001-0907 ☎011-764-7711

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -



法人開拓推進室 ●

札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号
新琴似支店2階
〒001-0907 ☎011-764-7711



[023] 野幌支店 ◆

江別市野幌町79番地3
〒069-0813 ☎011-385-4111

ATM 取扱時間	平日 8:45~18:00
	土・日・祝 -

ネットワーク



[024] 手稲前田支店 ◆

札幌市手稲区前田5条11丁目5番1号
〒006-0815 ☎011-685-1111

ATM 取扱時間	平日	8:45~18:00
	土・日・祝	-



[026] 栄町支店 ●

札幌市東区北43条東15丁目3番30号
〒007-0843 ☎011-753-8811

ATM 取扱時間	平日	8:45~18:00
	土・日・祝	-



[027] 千歳支店 ▼

千歳市千代田町3丁目8番地
〒066-0062 ☎0123-26-3111

ATM 取扱時間	平日	8:45~18:00
	土・日・祝	-



[028] 石狩支店 ●

石狩市花畔2条1丁目3番地1
〒061-3282 ☎0133-64-3911

ATM 取扱時間	平日	8:45~18:00
	土・日・祝	-

◆、▼、●の表記のある店舗は、◆11:30~12:30 ▼12:00~13:00 ●12:30~13:30の時間帯は昼休み(窓口閉鎖)です。

※の表記のある店舗は、預金特化型店舗です。

当金庫は、預金関係のご利用が集中している店舗に関して、業務の円滑化・効率化と地域インフラである店舗網の中長期的な維持を企図し、江部乙支店、滝川北支店、新十津川支店、上砂川支店、歌志内支店、浦臼支店を預金特化型店舗として運営しております。預金特化型店舗への移行に伴い、ご融資に関する件につきましては、ご来店を要するご用向きに関しては下記の母店にご足労をおかけすることになります。今まで同様に担当者を専任し、ご訪問を中心とした対応を引き続きして参りますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

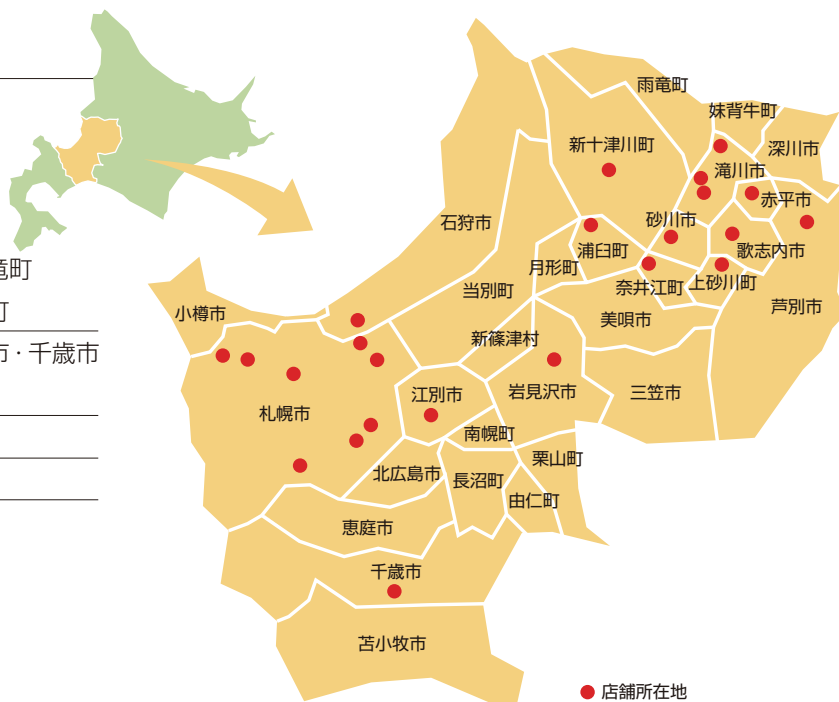
母店	預金特化型店舗
本店	江部乙支店、滝川北支店、新十津川支店
砂川支店	上砂川支店、歌志内支店
奈井江支店	浦臼支店

◆店外ATMコーナー (令和7年6月30日現在)

店名	所在地	ATM取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
滝川市役所	滝川市役所庁舎1階	9:00~17:00	—	—
滝川市立病院	滝川市立病院1階外来ホール	9:00~17:00	—	—
新十津川町役場	新十津川町役場庁舎1階	9:00~17:00	—	—

◆営業地区 (令和7年6月30日現在)

空知地域	滝川市・芦別市・赤平市 砂川市・歌志内市・深川市 岩見沢市・三笠市・美瑛市 上砂川町・奈井江町・南幌町 新十津川町・浦臼町・月形町・雨竜町 妹背牛町・栗山町・由仁町・長沼町
石狩地域	札幌市・江別市・北広島市・恵庭市・千歳市 石狩市・当別町・新篠津村
胆振地域	苫小牧市
後志地域	小樽市



●店舗所在地

北門信用金庫のあゆみ

昭和24年 2月 市街地信用組合として「滝川信用組合」創業
2月 初代組合長 郷作太郎就任

昭和25年 4月 中小企業等協同組合法による信用組合に改組
7月 江部乙支店開設
9月 上砂川支店開設
9月 浦臼支店開設
10月 砂川支店開設
10月 奈井江支店開設
10月 歌志内支店開設

昭和26年 6月 信用金庫法施行
10月 信用金庫法にもとづき「中空知信用金庫」に改組
12月 芦別支店開設

昭和28年 11月 新十津川支店開設

昭和29年 2月 内国為替業務取扱開始

昭和30年 5月 第2代理事長 木村靖就任

昭和32年 2月 第3代理事長 田中暉三就任
7月 浜益支店開設

昭和33年 6月 赤平支店開設
12月 滝川市指定金融機関となる

昭和39年 4月 深川市、妹背牛町に地区拡大
4月 奈井江町指定金融機関となる
10月 新本店完成(旧本店)

昭和40年 7月 浦臼町指定金融機関となる
12月 岩見沢市、美唄市に地区拡大
12月 滝川北支店開設

昭和41年 4月 上砂川町指定金融機関となる

昭和42年 1月 札幌市、江別市に地区拡大

昭和43年 11月 札幌支店開設
12月 **預金量100億円達成**

昭和44年 3月 第4代理事長 岡田外之就任

昭和45年 12月 岩見沢支店開設

昭和46年 4月 千歳市、恵庭市、広島町に地区拡大

昭和47年 12月 日本銀行札幌支店と当座預金取引開始

昭和48年 4月 歌志内市指定金融機関となる
11月 日本銀行歳入代理店事務取扱開始
12月 札幌東支店開設

昭和49年 5月 三笠市、栗沢町、南幌町、北村、月形町、当別町
新篠津村に地区拡大

昭和50年 10月 北三十五支店開設

昭和51年 5月 石狩町、厚田村に地区拡大
10月 全国信用金庫為替オンラインシステムに加入
10月 ふじの支店開設

昭和52年 12月 **預金量500億円達成**

昭和53年 7月 厚別西支店開設
10月 北門信用金庫に名称変更

昭和54年 6月 篠路支店開設

昭和55年 10月 栗山町、由仁町、長沼町、雨竜町に地区拡大
12月 白石支店開設

昭和56年 9月 両替商業の取扱開始
12月 札幌支店店舗新築

昭和58年 3月 しんきんキャッシュサービスの取扱開始
10月 第5代理事長 廣部皓三就任
10月 初代会長 岡田外之就任
11月 日本銀行国債代理店事務取扱開始

昭和59年 6月 新琴似支店開設

昭和60年 9月 野幌支店開設

昭和61年 4月 新十津川町指定金融機関となる

昭和62年 8月 手稲前田支店開設
12月 **預金量1,000億円達成**

平成 元年 6月 苫小牧市に地区拡大

平成 2年 6月 二の坂支店開設
8月 ほくもんしんきんビジネスサービス(株)設立

平成 3年 2月 サンデーバンキング開始
4月 札幌支店内に「ほくもん美術さろん」開設
4月 札幌支店で両替商業業務取扱開始
9月 栄町支店開設
12月 千歳支店開設

平成 5年 5月 小樽市に地区拡大
10月 第6代理事長 正木政雄就任

平成 6年 12月 奈井江支店店舗新築

平成 7年 6月 **預金量1,500億円達成**

平成11年 6月 創業50周年記念式典を挙行
8月 芦別支店店舗新築

平成12年 12月 石狩支店開設

平成13年 3月 富良野信用金庫4店舗事業譲受け合意
4月 保険窓販業務開始
9月 富良野信用金庫4店舗(うち上芦別支店は存置)
事業譲受け
11月 新十津川支店店舗新築

平成15年 3月 個人向け国債取扱開始
6月 第7代理事長 石田誠司就任
11月 **預金量2,000億円達成**

平成16年7~10月 政府系4金融機関と業務連携・協力の覚書締結
12月 インターネットバンキング取扱開始

平成17年 10月 投信窓販業務開始

平成19年 4月 印鑑照合システムを導入

平成20年 4月 第三分野保険販売業務開始
6月 第8代理事長 業天敏夫就任
6月 **預金量2,500億円達成**
10月 厚別西支店店舗新築
11月 札幌東支店廃止、白石支店へ統合
白石支店移転

平成21年 4月 上芦別支店廃止、芦別支店へ統合
10月 北三十五支店廃止、栄町支店へ統合

平成22年 8月 浜益支店移転

平成23年 6月 第9代理事長 小嶋俊明就任

平成24年 10月 砂川支店店舗新築移転

平成25年 2月 でんさいネットサービス開始
3月 「ほくもん美術さろん」閉館
4月 滝川北支店店舗新築
8月 ほくもんローンプラザ「まねき猫」オープン
9月 千歳支店移転

平成28年 9月 千歳支店移転

平成29年 12月 江部乙支店店舗新築移転

平成30年 10月 本店店舗新築移転

平成31年 4月 信託契約代理業務取扱開始

令和 元年 12月 ほくもんローンプラザ「まねき猫」⇒ほくもんふれ
あい相談プラザに名称変更

令和 2年 6月 第10代理事長 大矢美智幸就任

令和 3年 3月 ほくもんふれあい相談プラザ営業終了
5月 上砂川支店、上砂川町役場庁舎内へ移転
6月 **預金量3,000億円達成**
10月 二の坂支店廃止、滝川北支店へ統合
2月 浜益支店廃止、石狩支店へ統合
9月 SDGs宣言

令和 5年 4月 法人開拓推進室の設置
4月 本部部署の名称変更

令和 6年 4月 江部乙支店、上砂川支店、浦臼支店、歌志内支店、新
十津川支店、滝川北支店を預金特化型店舗に変更

DATA

資料編

目次	29	貸倒引当金・貸出金償却	36
単体財務諸表	30~33	貸倒引当金について	
貸借対照表		貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
損益計算書		貸出金償却額	
剰余金処分計算書		有価証券	37~38
注記		有価証券の種類別平均残高	
損益の状況	34	預証率	
業務粗利益及び業務粗利益率		満期保有目的の債券	
業務純益		その他有価証券	
資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支		市場価格のない株式等及び組合出資金	
資金運用収支の内訳		有価証券の種類別の残存期間別残高	
総資金利鞘		金銭の信託	38
総資産利益率		第102条第1項第5号に掲げる取引	38
受取利息及び支払利息の増減		連結決算の状況	39~40
預金・貸出金の状況	35~36	金庫及びその子会社の概況	
預金平均残高		事業の種類別セグメント情報	
定期預金残高		信用金庫法開示債権	
貸出金平均残高		連結決算に係る主要な経営指標等	
預貸率		連結貸借対照表	
貸出金残高(固定・変動金利別)		連結損益計算書	
貸出金の担保別内訳		連結剰余金計算書	
債務保証見返の担保別内訳			
貸出金使途別残高			
貸出金業種別内訳			

単体財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和5年度 (6/3)	令和6年度 (7/3)
＜資産の部＞		
現金	2,487	2,407
預け金	87,228	76,348
買入金銭債権	732	474
金銭の信託	1,430	1,600
有価証券	94,200	95,570
国債	5,528	8,705
地方債	27,136	22,614
社債	27,686	30,205
株式	59	59
その他の証券	33,790	33,984
貸出金	116,150	120,492
割引手形	551	305
手形貸付	5,621	6,621
証書貸付	102,748	105,027
当座貸越	7,228	8,538
その他資産	2,074	2,061
未決済為替貸	66	47
信金中金出資金	1,659	1,659
前払費用	13	12
未収収益	212	237
その他の資産	122	105
有形固定資産	3,910	3,910
建物	2,135	2,056
土地	1,381	1,398
リース資産	7	5
その他の有形固定資産	384	450
無形固定資産	40	30
ソフトウェア	32	22
その他の無形固定資産	7	7
繰延税金資産	449	513
債務保証見返	279	411
貸倒引当金	△436	△377
(うち個別貸倒引当金)	(△341)	(△298)
資産の部合計	308,546	303,443

(単位：百万円)

科目	令和5年度 (6/3)	令和6年度 (7/3)
＜負債の部＞		
預金積金	294,124	291,904
当座預金	6,734	6,308
普通預金	166,153	169,535
貯蓄預金	237	231
通知預金	83	110
定期預金	115,943	109,740
定期積金	3,574	3,597
その他の預金	1,397	2,380
その他負債	371	481
未決済為替借	123	81
未払費用	52	134
給付補填備金	0	0
未払法人税等	29	40
前受収益	41	57
払戻未済金	5	6
払戻未済持分	14	16
リース債務	8	5
資産除去債務	68	69
その他の負債	27	70
退職給付引当金	42	50
役員退職慰労引当金	97	114
睡眠預金払戻損失引当金	35	31
偶発損失引当金	70	70
再評価に係る繰延税金負債	89	91
債務保証	279	411
負債の部合計	295,110	293,155
＜純資産の部＞		
出資金	455	460
普通出資金	455	460
利益剰余金	18,270	18,623
利益準備金	450	455
その他利益剰余金	17,819	18,168
特別積立金	17,100	17,500
(うち社会貢献積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	719	668
会員勘定合計	18,725	19,084
その他有価証券評価差額金	△5,339	△8,842
土地再評価差額金	49	46
評価・換算差額等合計	△5,289	△8,796
純資産の部合計	13,435	10,288
負債及び純資産の部合計	308,546	303,443

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)	令和6年度 (6.4.1~7.3.31)
経常収益	3,217,187	3,503,662
資金運用収益	2,737,629	3,001,455
貸出金利息	1,789,310	1,871,315
預け金利息	92,548	254,010
有価証券利息配当金	818,753	840,260
その他の受入利息	37,018	35,869
役務取引等収益	280,236	296,736
受入為替手数料	129,919	133,230
その他の役務収益	150,317	163,505
その他業務収益	42,695	27,593
外国為替売買益	3,065	945
その他の業務収益	39,630	26,648
その他経常収益	156,624	177,876
貸倒引当金戻入益	42,089	5,318
償却債権取立益	15,122	16,525
株式等売却益	14,687	105,986
金銭の信託運用益	74,011	45,277
その他の経常収益	10,712	4,768
経常費用	2,741,713	2,981,063
資金調達費用	24,165	175,888
預金利息	24,056	175,456
給付補填備金繰入額	109	432
役務取引等費用	159,352	165,890
支払為替手数料	32,873	36,429
その他の役務費用	126,479	129,460
その他業務費用	131,859	178,037
国債等債券売却損	17,836	80,932
国債等債券償還損	109,565	91,510
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	4,457	5,594
経費	2,403,848	2,407,882
人件費	1,388,530	1,393,275
物件費	917,430	905,660
税金	97,887	108,946
その他経常費用	22,487	53,364
貸出金償却	5,461	4,000
株式等売却損	-	25,896
その他の経常費用	17,025	23,467

(単位：千円)

科目	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)	令和6年度 (6.4.1~7.3.31)
経常利益	475,473	522,598
特別利益	1,982	-
固定資産処分益	1,982	-
特別損失	9,963	11,935
固定資産処分損	486	10,452
減損損失	9,476	1,483
税引前当期純利益	467,493	510,662
法人税、住民税及び事業税	70,634	103,091
法人税等調整額	△2,723	37,087
法人税等合計	67,911	140,179
当期純利益	399,581	370,483
繰越金（当期首残高）	318,416	297,501
土地再評価差額金取崩額	1,901	553
当期末処分剰余金	719,900	668,538

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)	令和6年度 (6.4.1~7.3.31)
当期末処分剰余金	719,900,556	668,538,183
利益準備金限度超過取崩額	-	-
剰余金処分量	422,399,151	323,672,014
利益準備金	4,521,500	5,590,500
普通出資に対する配当金 (配当率)	17,877,651 (年4%)	18,081,514 (年4%)
特別積立金	400,000,000	300,000,000
繰越金（当期末残高）	297,501,405	344,866,169

会計監査人による監査

令和6年6月19日開催の第76期通常総代会及び令和7年6月18日開催の第77期通常総代会で報告を行った令和5年度及び令和6年度の計算書類等は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月19日

北門信用金庫

理事長

大矢美智幸

【貸借対照表の注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のお知らせに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は131百万円あります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準により行っております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設定型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自令和6年3月1日至令和6年3月31日)

割合	0.1987%
----	---------
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金34百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 投資取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足するため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】	△377百万円
---------	---------

貸倒引当金の算出方法は重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【繰延税金資産】	513百万円
----------	--------

繰延税金資産の認識は、収支予想に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【有形固定資産】	3,910百万円
----------	----------

有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積って減損の要否を判定しております。また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものは、帳簿価額と資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを比較し、前者が後者を上回る場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として認識しております。将来キャッシュ・フローは収支見込みに基づいて算出しております。将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	743百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額	10百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額	15百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額	3,215百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されてい	

る有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 370百万円 |
| 危険債権額 | 1,107百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 58百万円 |
| 合計額 | 1,536百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保により方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305百万円あります。
 - 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済の取引の担保として預け金5,000百万円、当座借越の取引の担保として5,000百万円、指定金融機関等の取引の担保として現金64百万円、有価証券256百万円を差し入れております。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成13年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、実行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
 - 出資1口当たりの純資産額 11,166円24銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、与信構成管理、信用集中リスク管理、期間リスク管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及び貸出審査会により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部及び企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次で常務会、半期毎に理事会に報告しております。
 - 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替の変動リスクを内包する有価証券を対象に、ALMに関する規則及び要領でリスク管理方法や手続等の詳細を明記し、常務会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、証券等運用基準に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報はALM委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,062百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等があった場合、当該価額が異なることとなります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
 - 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表には含めておりません(注2参照)。また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引受払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受払担保金並びにキャッシュ・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 預け金(*1)	76,348	74,294	△2,054
② 有価証券			
満期保有目的の債券	256	254	△2
その他有価証券(*2)	95,232	95,232	—
③ 貸出金(*1)	120,492		
貸倒引当金(*3)	△377		
	120,114	120,641	526
金融資産計	291,952	290,422	△1,530
① 預金積金(*1)	291,904	291,880	△24
金融負債計	291,904	291,880	△24

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については27. から28. に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の(i)~(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(i) 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

(ii) (i)以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

① 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	49
信金中金出資金(*1)	1,659
組合出資金(*2)	21
合 計	1,740

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項を適用し、時価開示の対象とはしていません。

(2) 令和7年3月31日における金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	2,000	8,000	—	9,000
有価証券	4,806	26,322	25,679	27,949
満期保有目的の債券	107	148	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	4,698	26,173	25,679	27,949
貸出金(*)	19,797	41,293	22,784	27,788
合 計	26,604	75,616	50,464	64,737

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(3) 令和7年3月31日におけるその他の有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	104,048	8,303	—	552
合 計	104,048	8,303	—	552

(*1) 預金積金のうち、要求払預金、期間の定めがないものは含まれておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28. まで同様であります。

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
満期保有目的の債券			
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	26	27
その他	—	—	—
小 計	26	27	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—
地方債	—	—	—
社債	229	227	△2
その他	—	—	—
小 計	229	227	△2
合 計	256	254	△2

その他有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	461	424	36
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	291	291
地方債	—	—	—
社債	169	132	36
その他	3,865	3,140	724
小 計	4,326	3,565	761
株式	—	—	—
債券	60,808	68,936	△8,128
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	8,413	9,672
地方債	22,614	27,930	△5,316
社債	29,779	31,332	△1,553
その他	30,097	31,959	△1,861
小 計	90,905	100,895	△9,989
合 計	95,232	104,460	△9,228

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,321	105	106
合 計	1,321	105	106

29. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,600	—

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件にて違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,308百万円であり、このうち契約残存期間が1年以上のもの14,347百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金	137百万円
減価償却超過額	31
その他有価証券評価差額	2,622
その他	244
繰延税金資産小計	3,036
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,512
評価性引当額小計	△2,512
繰延税金資産合計	523
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	10
繰延税金負債合計	10
繰延税金資産の純額	513百万円

32. 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は11百万円増加し、その他有価証券評価差額は9百万円増加し、法人税等調整額は1百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は2百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

〔損益計算書の注記〕

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額 59,730千円
- 出資100当りの当期純利益金額 403円53銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
 - 当座貸越、営業店毎に継続的な収支の把握を行っており各営業店(ただし、サテライト店は母店と一体とみなす)をグループの最小単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生まないことから共有資産とし、遊休資産については各資産を単独の資産グループとしております。
 - このうち以下の資産について、不動産価格の下落により帳簿価額を回収可能見込額まで減額し、当該減額1,483千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
滝川市	遊休資産3カ所	土地	819千円
芦別市	遊休資産2カ所	土地	396千円
上砂川町	遊休資産2カ所	土地	266千円

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除外しております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。



損益の状況

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
業務粗利益	2,745	2,806
業務粗利益率	0.88	0.91

「業務粗利益率」資金運用勘定平均残高に対する業務粗利益の割合です。

業務純益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	358	416
実質業務純益	358	416
コア業務純益	485	588
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	467	570

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	2,713	2,826
資金運用収益	2,737	3,001
資金調達費用	24	175
役員取引等収支	120	130
役員取引等収益	280	296
役員取引等費用	159	165
その他業務収支	△89	△150
その他の業務収益	42	27
その他の業務費用	131	178

(注) 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(令和5年度0千円、令和6年度746千円)をそれぞれ控除して表示しております。

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	309,772	306,150	2,737	3,001	0.88	0.98
うち貸出金	115,393	115,577	1,789	1,871	1.55	1.61
うち預け金	87,942	86,320	92	254	0.10	0.29
うち有価証券	104,092	101,829	818	840	0.78	0.82
資金調達勘定	297,502	293,838	24	175	0.00	0.06
うち預金積金	298,880	295,331	24	175	0.00	0.06
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度188百万円、令和6年度237百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度1,378百万円、令和6年度1,492百万円)及び金銭の信託運用見合費用(令和5年度0千円、令和6年度746千円)をそれぞれ控除して表示しております。

総資金利鞘

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	0.88	0.98
資金調達原価率	0.81	0.87
総資金利鞘	0.07	0.10

「資金運用利回り」貸出金や余裕金等の運用収益力を表す利回りであり、資金運用の成果を示します。

「総資金利鞘」資金運用全体の収益力をみる指標です。

総資産利益率

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.14	0.16
総資産当期純利益率	0.12	0.11

「総資産利益率」総資産に対する経常利益または当期純利益の割合を示しており、金融機関の収益性をみる指標です。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△62	18	△43	△15	279	263
うち貸出金	11	11	22	2	79	82
うち預け金	9	△17	△8	△1	163	161
うち有価証券	△74	19	△54	△17	39	21
うちその他	△7	5	△2	1	△2	△1
支払利息	0	△1	△2	0	152	151
うち預金積金	0	△1	△2	0	152	151
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

預金・貸出金の状況

預金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	176,107	177,600
うち有利息預金	142,900	144,961
定期性預金	121,867	116,782
うち固定金利定期預金	114,387	109,566
うち変動金利定期預金	3,994	3,587
その他	905	948
小計	298,880	295,331
譲渡性預金	-	-
合計	298,880	295,331

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	115,943	109,740
固定金利定期預金	112,182	106,326
変動金利定期預金	3,761	3,413

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	5,118	5,196
証書貸付	103,170	102,929
当座貸越	6,651	7,064
割引手形	452	387
合計	115,393	115,577

預貸率

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
貸出金 (A)	116,150 (115,393)	120,492 (115,577)
預金 (B)	294,124 (298,880)	291,904 (295,331)
預貸率 (A/B)	期末	41.27
	期中平均	39.13

(注) 上段 期末残高 下段 () 期中平均残高

「預貸率」お預りしている預金のうち、貸出金として運用されている割合です。

貸出金残高 (固定・変動金利別)

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	116,150	120,492
うち固定金利	78,694	82,400
うち変動金利	37,455	38,092

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	303	277
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	36,859	35,901
その他	-	-
小計	37,162	36,179
信用保証協会・信用保険	26,870	27,194
保証	3,702	2,898
信用	48,413	54,220
合計	116,150	120,492

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	-	-
その他	24	22
小計	24	22
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	31	10
信用	223	379
合計	279	411

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	64,182	55.26	64,250	53.32
運転資金	51,968	44.74	56,242	46.68
合計	116,150	100.00	120,492	100.00

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	142	4,217	3.63	139	4,224	3.50
農業、林業	41	386	0.33	35	343	0.28
漁業	1	135	0.00	0	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3	48	0.04	4	51	0.04
建設業	507	10,006	8.61	558	10,258	8.51
電気、ガス、熱供給・水道業	6	317	0.27	6	300	0.25
情報通信業	12	152	0.13	14	251	0.20
運輸業、郵便業	84	2,246	1.93	105	2,502	2.07
卸売業、小売業	383	12,213	10.51	398	12,933	10.73
金融業、保険業	15	499	0.43	18	2,000	1.66
不動産業	490	39,283	33.82	519	37,989	31.52
物品賃貸業	17	1,515	1.30	18	1,603	1.33
学術研究、専門・技術サービス業	51	935	0.80	67	938	0.77
宿泊業	12	799	0.68	13	808	0.67
飲食業	129	1,376	1.18	128	1,389	1.15
生活関連サービス業、娯楽業	72	1,067	0.91	80	1,022	0.84
教育、学習支援業	9	320	0.27	9	298	0.24
医療、福祉	112	7,387	6.36	119	7,171	5.95
その他のサービス	174	3,968	3.41	200	5,005	4.15
小計	2,260	86,745	74.68	2,430	89,095	73.94
地方公共団体	9	14,134	12.16	10	16,021	13.29
個人	3,667	15,269	13.14	3,573	15,376	12.76
合計	5,936	116,150	100.00	6,013	120,492	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金

貸倒引当金について

金融機関は、将来貸倒れが発生した場合にその損失をカバーするための備えとして「貸倒引当金」を計上しています。貸倒引当金には、将来の不確実な貸倒れに備える一般貸倒引当金と、貸出先の財務状態が悪化している場合に、貸出金の状況に応じて引き当てる個別貸倒引当金の2種類があり、引き当ての金額は毎期費用として計上されます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	123	95	-	123	95
	令和6年度	95	79	-	95	79
個別貸倒引当金	令和5年度	361	341	5	355	341
	令和6年度	341	298	53	288	298
合計	令和5年度	484	436	5	478	436
	令和6年度	436	377	53	383	377

(注)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は洗替えによる取崩額です。

貸出金償却

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	5	4

有価証券

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
国債	5,813	7,696
地方債	32,187	29,314
社債	30,766	29,446
株式	56	59
外国証券	25,548	25,914
その他の証券	9,720	9,397
合計	104,092	101,829

預証率

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
有価証券 (A)	94,200 (104,092)	95,570 (101,829)
預金 (B)	294,124 (298,880)	291,904 (295,331)
預証率 (A/B)	期 末	32.02
	期中平均	34.82
		32.74
		34.48

(注) 上段 期末残高 下段 () 期中平均残高

「預証率」預金に対する有価証券の保有割合です。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	243	244	0	26	27	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	243	244	0	26	27	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	172	172	△0	229	227	△2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	172	172	△0	229	227	△2
合計		416	416	△0	256	254	△2

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	9,750	9,681	68	461	424	36
	国債	10	9	0	291	291	0
	地方債	3,693	3,668	25	—	—	—
	社債	6,047	6,003	43	169	132	36
	その他	4,840	3,896	943	3,865	3,140	724
	小計	14,590	13,577	1,012	4,326	3,565	761
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	50,183	54,969	△4,785	60,808	68,936	△8,128
	国債	5,518	6,169	△651	8,413	9,672	△1,258
	地方債	23,443	26,766	△3,323	22,614	27,930	△5,316
	社債	21,222	22,033	△810	29,779	31,332	△1,553
	その他	28,928	30,778	△1,850	30,097	31,959	△1,861
	小計	79,112	85,748	△6,636	90,905	100,895	△9,989
合計		93,702	99,326	△5,623	95,232	104,460	△9,228

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	49	49
組合出資金	21	21
合計	81	81

有価証券の種類別の残存期間別残高

令和5年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	10	-	-	-	488	5,029	-	5,528
地方債	2,510	2,249	1,941	1,941	4,099	14,393	-	27,136
社債	3,864	5,491	5,775	3,320	4,389	4,845	-	27,686
株式	-	-	-	-	-	-	59	59
外国証券	560	3,094	4,649	3,387	1,929	1,161	10,426	25,209
その他の証券	-	-	-	-	-	-	8,580	8,580

令和6年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	-	-	4,132	4,572	-	8,705
地方債	1,138	1,538	1,554	1,554	3,456	13,372	-	22,614
社債	2,806	9,365	3,320	4,208	6,611	3,892	-	30,205
株式	-	-	-	-	-	-	59	59
外国証券	699	2,777	6,494	1,991	1,657	833	10,350	24,804
その他の証券	-	-	-	-	-	-	9,179	9,179

商品有価証券の種類別平均残高
売買目的有価証券

該当はありません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
1,430	-	1,600	-

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託
その他の金銭の信託

該当はありません。

第102条第1項第5号に掲げる取引

当金庫は信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる市場デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引等に該当する取引はありません。

連結決算の状況

1. 金庫及びその子会社の概況

①子会社の主要な事業の内容

子会社は1社で、主に北門信用金庫の委託に基づく、現金、有価証券及び用度品類の運送業務等

②子会社の状況

名称 ほくもんしんきんビジネスサービス株式会社

住所 〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1

資本金 10,000千円

事業の内容 現金、有価証券及び用度品類の運送業務等

設立年月日 平成2年8月8日

当金庫が保有する議決権の割合 100%

2. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に現金・メールの配送業務等の事業を営んでおります。事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

3. 信用金庫法開示債権

単体信用金庫法開示債権と同じであります。

連結決算に係る主要な経営指標等

(単位:百万円、%)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	3,534	3,316	3,425	3,218	3,505
連結経常利益	424	411	369	475	522
親会社株主に帰属する当期純利益	317	298	321	399	370
連結純資産額	17,757	16,722	13,353	13,439	10,292
連結総資産額	308,343	309,430	307,167	308,537	303,434
連結自己資本比率	13.79	14.1	14.63	15.09	16.59

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
〈資産の部〉		
現金及び預け金	89,715	78,756
買入金銭債権	732	474
金銭の信託	1,430	1,600
有価証券	94,190	95,560
貸出金	116,150	120,492
その他資産	2,074	2,061
有形固定資産	3,910	3,910
無形固定資産	40	30
繰延税金資産	449	513
債務保証見返	279	411
貸倒引当金	△436	△377
資産の部合計	308,537	303,434

(単位:百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
〈負債の部〉		
預金積金	294,107	291,889
その他負債	373	482
退職給付に係る負債	42	50
役員退職慰労引当金	97	115
その他の引当金	106	101
再評価に係る繰延税金負債	89	91
債務保証	279	411
負債の部合計	295,097	293,141
〈純資産の部〉		
出資金	455	460
利益剰余金	18,274	18,627
会員勘定合計	18,729	19,088
その他有価証券評価差額金	△5,339	△8,842
土地再評価差額金	49	46
評価・換算差額等合計	△5,289	△8,796
純資産の部合計	13,439	10,292
負債及び純資産の部合計	308,537	303,434

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,218	3,505
資金運用収益	2,737	3,001
貸出金利息	1,789	1,871
預け金利息	92	254
有価証券利息配当金	818	840
その他の受入利息	37	35
役務取引等収益	280	296
その他業務収益	44	28
その他経常収益	156	177
貸倒引当金戻入益	42	5
償却債権取立益	15	16
その他の経常収益	99	156
経常費用	2,742	2,982
資金調達費用	24	175
預金利息	24	175
給付補填備金繰入額	0	0
役務取引等費用	159	165
その他業務費用	131	178
経費	2,404	2,409
その他経常費用	22	53
貸出金償却	5	4
その他の経常費用	17	49
経常利益	475	522
特別利益	1	-
固定資産処分益	1	-
特別損失	9	11
固定資産処分損	0	10
減損損失	9	1
税金等調整前当期純利益	467	510
法人税、住民税及び事業税	70	103
法人税等調整額	△2	37
法人税等合計	68	140
当期純利益	399	370
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	399	370

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
利益剰余金期首残高	17,890,503	18,274,464
利益剰余金増加高	401,764	371,242
親会社株主に帰属する当期純利益	399,862	370,689
その他	1,901	553
利益剰余金減少高	17,803	17,877
配当金	17,803	17,877
その他	-	-
利益剰余金期末残高	18,274,464	18,627,830

B A S E L

自己資本の充実の状況等について (自己資本比率規制の第3の柱)

目次	41
自己資本比率規制(BIS規制、バーゼルⅢ)について	42
定性的な開示事項	43~45
定量的な開示事項	46~60
1. 自己資本の構成に関する開示事項	
2. 自己資本の充実度に関する事項	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
5. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
7. 金利リスクに関する事項	

自己資本比率規制(BIS規制、バーゼルⅢ)について

日米欧主要国の中央銀行や銀行監督機関で構成する国際決済銀行(BIS)のバーゼル銀行監督委員会は、自己資本の充実を通じて金融システムの安定化を図ることを目的として、国際業務を行う民間銀行が確保すべき自己資本比率の水準や算出方法を定めており、国内のみで営業を行う金融機関には、金融庁告示に基づき4%以上の水準が定められております。(これをBIS規制といいます。)

BIS規制は、平成19年3月期から、金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、リスクをより精微に評価し自己資本比率へ反映するよう見直され、その後、リーマンショックの反省も踏まえ金融危機時にも金融システムの安定が図られることを目的として、自己資本の質の向上を図ることを中心とした内容を加えた新たな枠組み(バーゼルⅢ)へと見直されました。バーゼルⅢは平成26年3月期から導入され、以下に記載した3つの柱を通じて自己資本の健全性を確保することとしております。

第1の柱

最低所要
自己資本比率

自己資本比率を算出するにあたり、分母となるリスク資産の信用リスクを精緻に計測するほか、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク)相当額を分母に算入することとしています。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額} \left(\begin{array}{l} \text{コア資本に係る基礎項目の額} \\ \text{コア資本に係る調整項目の額} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額の合計額} \\ + \\ \text{(オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\%) \end{array}} \geq 4\% \quad (\text{国内基準適用金融機関})$$

第2の柱

金融機関の
自己管理と
監督上の検証

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理が求められており、監督当局は各金融機関のリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとされています。

第3の柱

情報開示の
充実を通じた
市場規律

自己資本比率やその内訳および自己資本額の構成、リスク量とその計測方法等についての情報開示が求められています。

本開示は、上記の「第3の柱」に基づき、当金庫の自己資本比率及びリスク量の計測方法等に関し、自己資本の構成及び定性的項目、定量的項目の内容を開示するものです。

自己資本の充実の状況

単体・連結共通の《定性的な開示事項》

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の種類は、普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、令和6年度末時点のコア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、460百万円となります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもとに、「信用リスク管理規程（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識し管理する態勢としております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散を基本とし、この他に与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中リスク抑制のための大口与信先の管理や債券の発行体格付など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、業務推進に影響されない体制とするとともに、金額・債務者区分等により、経営陣による貸出審査会、常務会、理事会等の権限を定めて運営をしております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定」及び「償却・引当」の規程・要領に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
格付投資情報センター (R&I)	日本格付研究所 (JCR)

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が信用リスク削減手法として扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様に信用度を持つ信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引ともに、該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産(これを「原資産」または「裏付資産」といいます。)などの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。また、証券化エクスポージャーとは第三者に売却して流動化する資産を指し、流動化する原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである場合、これを再証券化エクスポージャーといいます。

証券化取引における当事者は、一般的に裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券化商品を購入する側の投資家としての役割がありますが、当金庫においては有価証券投資の一環として証券化商品を購入するのみで、オリジネーターとしての関与はありません。

証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。)は原資産に固有の信用リスクや市場リスクのほか、原資産を流動化することによる流動性リスク等を有しておりますが、これらのリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

なお、令和6年3月末及び令和7年3月末現在、証券取引化は該当ありません。

ロ.証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

ハ.証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券区分処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ニ.証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

43ページに記載した適格格付機関等と同様です。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「信用リスク・市場リスク・流動性リスク以外のリスクの総称」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、「事務ミスやシステム障害及び誤作動、風評の流布等により当金庫が損失を被るリスクを含む幅広いリスク」と考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクは、各リスク管理の主管部署において管理するとともに、必要に応じて理事会、常務会等、経営陣に対し報告する態勢としております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

8.出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定幅の時価下落を想定した時価変動額に基づくリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況をALM委員会に報告し、運用状況に応じて投資継続の是非を協議する等、適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「証券等運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券区分処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する会計基準」に従った、適正な処理を行っております。

9.金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手順の概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方と範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変動することにより保有する資産・負債、オフ・バランス取引の経済価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫のビジネスモデルに照らし金利に感応する資産・負債、オフ・バランス取引を対象として金利リスクを計測しております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や有価証券のVaRに基づくリスク量に限度額を設定しております。

定期的な評価・計測を行い、ALM委員会で協議・検討を行うとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で計測しております。

ロ.金利リスクの算出手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	2.5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及び前提	単一通貨の取扱いで該当ありません。
スプレッドに関する前提	割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重要な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用しておりません。
前事業年度末から変動に関する説明	算定方法の変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫では金利リスクをVaRにより管理しており、 Δ EVE計測値については参考値として位置づけています。

(2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

●金利ショックに関する説明

自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、適時シミュレーションを行っております。

●金利リスク計測の前提及びその意味

内部管理上の金利リスク量(VaR)の前提条件は、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、保有期間を1年、観測期間を1年、信頼区間を99%としております。

連結に関する《定性的な開示項目》

(1) 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社：1社

主要な連結子会社の名称：ほくもんしんきんビジネスサービス株式会社

主要な業務の内容：現金、有価証券及び用度品類の運送業務等

(3) 金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当はありません。

1.自己資本の構成に関する開示事項

単体における事業年度の開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,707	19,066
うち、出資金及び資本剰余金の額	455	460
うち、利益剰余金の額	18,270	18,623
うち、外部流出予定額(△)	17	18
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	95	79
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	95	79
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,802	19,145
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	21
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29	21
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,773	19,123
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	118,959	110,543
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,430	4,724
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	124,389	115,268
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.09%	16.59%

(注) 1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
2.当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

連結における事業年度の開示事項

その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当はありません。

(注)その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,711	19,070
うち、出資金及び資本剰余金の額	455	460
うち、利益剰余金の額	18,274	18,627
うち、外部流出予定額(△)	17	18
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	95	79
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	95	79
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,806	19,149
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	21
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29	21
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,777	19,127
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	118,949	110,534
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,431	4,726
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	124,381	115,261
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.09%	16.59%

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2.当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

【単 体】

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計	118,959	4,758	110,543	4,421
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	106,838	4,273	99,002	3,960
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	120	4
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,927	437	10,432	417
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,055	42
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	39,273	1,570	36,856	1,474
中小企業等向け及び個人向け	10,314	412		
中堅中小企業等向け及び個人向け			7,689	307
トランザクター向け			94	3
抵当権付住宅ローン	1,459	58		
不動産取得等事業向け	30,733	1,229		
不動産関連向け			29,629	1,185
自己居住用不動産等向け			3,130	125
賃貸用不動産向け			25,809	1,032
事業用不動産関連向け			476	19
その他不動産関連向け			213	8
ADC向け			-	-
劣後債権及びその他資本性証券等			613	24
三月以上延滞等	37	1		
延滞等向け			397	15
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			56	2
取立未済手形	13	0	9	0
信用保証協会等による保証付	512	20	686	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	82	3		
出資等のエクスポージャー	82	3		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
株式等			1,370	54

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
上記以外	13,484	539	11,142	445
重要な出資のエクスポージャー			-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,758	110	3,015	120
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,597	103	2,039	81
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	440	17	340	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	229	9		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,581	63
上記以外のエクスポージャー	7,458	298	4,164	166
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-		
短期STC要件適用分			-	-
不良債権証券化適用分			-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分			-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,120	484	11,541	461
ルック・スルー方式	12,120	484	11,541	461
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,430	217	4,724	188
BI			3,149	125
BIC			377	15
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	124,389	4,975	115,268	4,610

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

【連結】

(単位:百万円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計	118,949	4,757	110,534	4,421
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	106,829	4,273	98,992	3,959
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	120	4
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,927	437	10,432	417
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,055	42
カバード・ボンド向け			-	-
法人等向け	39,273	1,570	36,856	1,474
中小企業等向け及び個人向け	10,314	412		
中堅中小企業等向け及び個人向け			7,689	307
トランザクター向け			94	3
抵当権付住宅ローン	1,459	58		
不動産取得等事業向け	30,733	1,229		
不動産関連向け			29,629	1,185
自己居住用不動産等向け			3,130	125
賃貸用不動産向け			25,809	1,032
事業用不動産関連向け			476	19
その他不動産関連向け			213	8
ADC向け			-	-
劣後債権及びその他資本性証券等			613	24
三月以上延滞等	37	1		
延滞等向け			397	15
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			56	2
取立未済手形	13	0	9	0
信用保証協会等による保証付	512	20	686	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	72	2		
出資等のエクスポージャー	72	2		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
株式等			1,360	54

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
上記以外	13,484	539	11,142	445
重要な出資のエクスポージャー			-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,758	110	3,015	120
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,597	103	2,039	81
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	440	17	340	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	229	9		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			1,581	63
上記以外のエクスポージャー	7,458	298	4,165	166
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-		
短期STC要件適用分			-	-
不良債権証券化適用分			-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分			-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,120	484	11,541	461
ルック・スルー方式	12,120	484	11,541	461
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,431	217	4,726	189
BI			3,151	126
BIC			378	15
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	124,381	4,975	115,261	4,610

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。

6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

【単 体】 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		令和5年度	令和6年度		
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度				
国 内	280,456	280,986	116,742	122,486	66,796	71,402	-	-	185	1,553
国 外	13,588	13,473	-	-	13,588	13,473	-	-	-	-
地 域 別 合 計	294,045	294,459	116,742	122,486	80,385	84,875	-	-	185	1,553
製 造 業	12,148	11,749	4,219	4,226	7,928	7,522	-	-	38	201
農 業、林 業	389	349	389	349	-	-	-	-	-	0
漁 業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	48	51	48	51	-	-	-	-	-	-
建 設 業	11,051	11,373	10,250	10,572	800	800	-	-	23	126
電気・ガス・熱供給・水道業	4,391	6,038	318	301	4,072	5,736	-	-	-	-
情 報 通 信 業	2,449	2,739	152	251	2,008	2,308	-	-	-	34
運 輸 業、郵 便 業	5,558	5,902	2,248	2,504	3,310	3,397	-	-	3	152
卸 売 業、小 売 業	14,761	15,070	12,231	13,047	2,526	2,020	-	-	77	310
金 融 業、保 険 業	108,103	102,783	499	2,012	18,137	20,686	-	-	-	-
不 動 産 業	40,872	38,878	39,327	38,034	1,503	802	-	-	14	83
物 品 賃 貸 業	2,868	2,391	1,516	1,604	902	786	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	936	939	936	939	-	-	-	-	-	8
宿 泊 業	801	809	801	809	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,377	1,391	1,377	1,391	-	-	-	-	21	208
生活関連サービス業、娯楽業	1,068	1,024	1,068	1,024	-	-	-	-	-	37
教育、学習支援業	320	298	320	298	-	-	-	-	4	1
医 療、福 祉	7,403	7,184	7,403	7,184	-	-	-	-	-	188
その他のサービス	4,436	5,474	3,971	5,009	433	432	-	-	-	27
国・地方公共団体等	53,133	56,659	14,371	16,278	38,761	40,381	-	-	-	-
個 人	15,288	16,594	15,288	16,594	-	-	-	-	1	170
そ の 他	6,636	6,756	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	294,045	294,459	116,742	122,486	80,385	84,875	-	-	185	1,553
1 年 以 下	27,505	24,970	15,366	17,970	8,548	4,923	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	21,210	30,063	8,045	8,567	10,955	15,011	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	27,691	31,445	14,520	17,027	13,099	12,412	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	22,434	22,108	13,763	13,313	8,670	8,795	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	24,246	31,942	11,356	12,753	10,889	17,182	-	-	-	-
10 年 超	90,513	87,097	53,291	51,537	28,222	26,550	-	-	-	-
期間の定めのないもの	80,443	66,831	398	1,316	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	294,045	294,459	116,742	122,486	80,385	84,875	-	-	-	-

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【連 結】（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エクス ポージャー	延滞エクス ポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	280,446	280,976	116,742	122,486	66,796	71,402	-	-	185	1,553
国 外	13,588	13,473	-	-	13,588	13,473	-	-	-	-
地 域 別 合 計	294,035	294,449	116,742	122,486	80,385	84,875	-	-	185	1,553
製 造 業	12,148	11,749	4,219	4,226	7,928	7,522	-	-	38	201
農 業、林 業	389	349	389	349	-	-	-	-	-	0
漁 業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	48	51	48	51	-	-	-	-	-	-
建 設 業	11,051	11,373	10,250	10,572	800	800	-	-	23	126
電気・ガス・熱供給・水道業	4,391	6,038	318	301	4,072	5,736	-	-	-	-
情 報 通 信 業	2,449	2,739	152	251	2,008	2,308	-	-	-	34
運 輸 業、郵 便 業	5,558	5,902	2,248	2,504	3,310	3,397	-	-	3	152
卸 売 業、小 売 業	14,761	15,070	12,231	13,047	2,526	2,020	-	-	77	310
金 融 業、保 険 業	108,103	102,783	499	2,012	18,137	20,686	-	-	-	-
不 動 産 業	40,872	38,878	39,327	38,034	1,503	802	-	-	14	83
物 品 賃 貸 業	2,868	2,391	1,516	1,604	902	786	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	936	939	936	939	-	-	-	-	-	8
宿 泊 業	801	809	801	809	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,377	1,391	1,377	1,391	-	-	-	-	21	208
生活関連サービス業、娯楽業	1,068	1,024	1,068	1,024	-	-	-	-	-	37
教育、学習支援業	320	298	320	298	-	-	-	-	4	1
医 療、福 祉	7,403	7,184	7,403	7,184	-	-	-	-	-	188
その他のサービス	4,426	5,464	3,971	5,009	433	432	-	-	-	27
国・地方公共団体等	53,133	56,659	14,371	16,278	38,761	40,381	-	-	-	-
個 人	15,288	16,594	15,288	16,594	-	-	-	-	1	170
そ の 他	6,636	6,756	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	294,035	294,449	116,742	122,486	80,385	84,875	-	-	185	1,553
1 年 以 下	27,505	24,970	15,366	17,970	8,548	4,923	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	21,210	30,063	8,045	8,567	10,955	15,011	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	27,691	31,445	14,520	17,027	13,099	12,412	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	22,434	22,108	13,763	13,313	8,670	8,795	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	24,246	31,942	11,356	12,753	10,889	17,182	-	-	-	-
10 年 超	90,513	87,097	53,291	51,537	28,222	26,550	-	-	-	-
期間の定めのないもの	80,433	66,821	398	1,316	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	294,035	294,449	116,742	122,486	80,385	84,875	-	-	-	-

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【単体・連結】P36「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」をご参照下さい。

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

【単体・連結】

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	47	56	56	41	-	17	47	39	56	41	-	-
農 業、林 業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	36	30	30	6	3	24	32	6	30	6	4	1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
運 輸 業、郵 便 業	11	9	9	14	1	-	9	9	9	14	0	-
卸 売 業、小 売 業	79	69	69	64	-	8	79	61	69	64	-	3
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	10	9	9	18	-	-	10	9	9	18	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	1	2	-	-	2	1	1	2	-	-
宿 泊 業	2	1	1	1	-	-	2	1	1	1	-	-
飲 食 業	62	60	60	67	-	-	62	60	60	67	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	6	5	5	5	-	-	6	5	5	5	-	-
教育、学習支援業	3	4	4	1	-	2	3	2	4	1	-	-
医 療、福 祉	37	36	36	34	-	-	37	36	36	34	-	-
その他のサービス	15	13	13	3	-	-	15	13	13	3	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	44	40	40	36	-	-	44	40	40	36	-	-
合 計	361	341	341	298	5	53	355	288	341	298	5	4

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

【単 体】

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	2,407	-	2,407	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,235	182	61,235	182	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	107	-	107	-	-	0%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	43,989	64	43,989	64	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,200	-	1,200	-	120	10%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,829	-	41,829	-	10,432	25%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,711	-	2,711	-	1,055	39%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	57,509	8,143	55,944	320	36,856	66%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,712	17,547	12,783	427	7,689	58%
トランザクター向け	-	12,310	-	246	94	38%
不動産関連向け	45,645	-	45,433	-	29,629	65%
自己居住用不動産等向け	10,497	-	10,450	-	3,130	30%
賃貸用不動産向け	34,116	-	33,972	-	25,809	76%
事業用不動産関連向け	661	-	654	-	476	73%
その他不動産関連向け	370	-	355	-	213	60%
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	512	-	509	-	613	121%
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	336	29	333	11	397	115%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	117	-	117	-	56	48%
取立未済手形	47	-	47	-	9	20%
信用保証協会等による保証付	13,986	-	13,986	-	686	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	1,370	-	1,370	-	1,370	100%
合計					87,860	

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

【連 結】

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	2,407	-	2,407	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,235	182	61,235	182	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	107	-	107	-	-	0%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	43,989	64	43,989	64	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,200	-	1,200	-	120	10%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,829	-	41,829	-	10,432	25%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,711	-	2,711	-	1,055	39%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	57,509	8,143	55,944	320	36,856	66%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,712	17,547	12,783	427	7,689	58%
トランザクター向け	-	12,310	-	246	94	38%
不動産関連向け	45,645	-	45,433	-	29,629	65%
自己居住用不動産等向け	10,497	-	10,450	-	3,130	30%
賃貸用不動産向け	34,116	-	33,972	-	25,809	76%
事業用不動産関連向け	661	-	654	-	476	73%
その他不動産関連向け	370	-	355	-	213	60%
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	512	-	509	-	613	121%
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	336	29	333	11	397	115%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	117	-	117	-	56	48%
取立未済手形	47	-	47	-	9	20%
信用保証協会等による保証付	13,986	-	13,986	-	686	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	1,360	-	1,360	-	1,360	100%
合計					87,850	

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 [単 体]

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF/信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	2,407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,418	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	44,054	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	24,382	-	14,334	-	-	-	-	-	-	1,610	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	1,501	-	-	-	-	-	-	1,209	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	500	-	-	7,591	-	-	-	-	-	-	-	-	19,793	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	679	264	3,766	1	1,339	-	761	-	4,801	635	-	4,777	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	679	264	1,012	1	-	-	761	-	-	635	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,753	-	1,339	-	-	-	4,801	-	-	4,422	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	355	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	7,122	6,864	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	115,611	8,065	-	32,701	264	18,100	1	1,339	-	761	-	5,048	22,061	-	4,777	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF/信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,407
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,418
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,054
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,502	-	-	-	41,829
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,711
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	893	-	18,052	-	-	9,433	-	-	-	-	-	-	-	-	56,264
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12,782	-	-	-	-	181	-	-	-	-	-	-	-	-	13,210
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246
不動産関連向け	7,705	6,625	-	-	-	-	14,031	44	-	-	-	-	-	-	-	45,433
自己居住用不動産等向け	7,095	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,450
賃貸用不動産向け	-	6,625	-	-	-	-	14,031	-	-	-	-	-	-	-	-	33,972
事業用不動産関連向け	609	-	-	-	-	-	-	44	-	-	-	-	-	-	-	654
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	355
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	509	-	-	-	509
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	-	-	-	-	-	-	89	-	-	-	-	231	-	-	-	344
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	117	-	-	-	-	-	-	-	-	117
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,986
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,370	-	-	1,370
合計	7,705	20,301	-	18,052	-	-	9,822	14,031	44	-	-	2,243	1,370	-	-	282,302

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

【連結】

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	2,407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	61,418	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	44,054	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	24,382	-	14,334	-	-	-	-	-	-	1,610	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	1,501	-	-	-	-	-	-	1,209	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	500	-	-	7,591	-	-	-	-	-	-	-	-	19,793	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	679	264	3,766	1	1,339	-	761	-	4,801	635	-	4,777	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	679	264	1,012	1	-	-	761	-	-	635	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,753	-	1,339	-	-	-	4,801	-	-	4,422	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	355	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-	-	-
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	7,122	6,864	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	115,611	8,065	-	32,701	264	18,100	1	1,339	-	761	-	5,048	22,061	-	4,777	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF/信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,407
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,418
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,054
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,502	-	-	-	-	41,829
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,711
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	893	-	18,052	-	-	9,433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,264
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12,782	-	-	-	-	181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,210
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246
不動産関連向け	7,705	6,625	-	-	-	-	-	14,031	44	-	-	-	-	-	-	-	45,433
自己居住用不動産等向け	7,095	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,450
賃貸用不動産向け	-	6,625	-	-	-	-	-	14,031	-	-	-	-	-	-	-	-	33,972
事業用不動産関連向け	609	-	-	-	-	-	-	-	44	-	-	-	-	-	-	-	654
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	355
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	509	-	-	-	-	509
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	-	-	-	-	-	-	89	-	-	-	-	231	-	-	-	-	344
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	117	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,986
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,360	-	-	-	1,360
合計	7,705	20,301	-	18,052	-	-	9,822	14,031	44	-	-	2,243	1,360	-	-	-	282,292

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(6)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

【単 体】

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	111	89,001
10%	-	-
20%	31,327	26,672
35%	-	-
50%	21,215	-
75%	-	-
100%	1,357	5,562
150%	132	152
200%	-	-
250%	-	2,000
1250%	-	-
合 計	54,144	123,389

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【連 結】

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	111	89,001
10%	-	-
20%	31,327	26,672
35%	-	-
50%	21,215	-
75%	-	-
100%	1,357	5,552
150%	132	152
200%	-	-
250%	-	2,000
1250%	-	-
合 計	54,144	123,379

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【単 体】

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	186,229	1,092	30.350	186,490
40%~70%	33,876	11,651	8.274	33,980
75%	17,218	5,010	5.764	16,453
80%	-	-	-	-
85%	19,027	3,283	0.989	18,047
90%~100%	9,959	4,903	6.166	9,678
105%~130%	14,126	-	-	14,076
150%	2,200	26	42.678	2,206
250%	1,370	-	-	1,370
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	284,008	25,967	7.435	282,302

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実感する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

【連 結】

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	186,229	1,092	30.350	186,490
40%~70%	33,876	11,651	8.274	33,980
75%	17,218	5,010	5.764	16,453
80%	-	-	-	-
85%	19,027	3,283	0.989	18,047
90%~100%	9,959	4,903	6.166	9,678
105%~130%	14,126	-	-	14,076
150%	2,200	26	42.678	2,206
250%	1,360	-	-	1,360
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	283,998	25,967	7.435	282,292

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実感する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

【単体・連結】

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	324	1,206	11,255	11,702	-	-

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	単 体				連 結			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	865	865	681	681	865	865	681	681
非上場株式等	1,741	1,741	1,741	1,741	1,731	1,731	1,731	1,731
合 計	2,607	2,607	2,422	2,422	2,597	2,597	2,412	2,412

(2)出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

【単体・連結】

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

(注)投資信託は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するため対象外としております。

(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

【単体・連結】

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	360	175

6.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

【単体・連結】

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	20,052	19,839
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

7.金利リスクに関する事項

【単体・連結】

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	7,228	6,985	379	474
2	下方パラレルシフト	0	0	9	△230
3	スティープ化	6,552	6,221		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,228	6,985	379	474
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	18,773		19,123	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

役職員の報酬体系

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法を内規で定めております。

(2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	108

(注) 1.対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」93百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。なお、期中における賞与の支払はありませんでした。

「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の対象となる役員はいませんでした。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■信用金庫法施行規則第132条による開示項目

(単体ベースの開示項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	6
②理事・監事の氏名及び役職名	6
③会計監査人の氏名又は名称	31
④事務所の名称及び所在地	26~27
2. 金庫の主要な事業の内容	6
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	3
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	3
①経常収益	3
②経常利益(又は経常損失)	3
③当期純利益(又は当期純損失)	3
④出資総額及び出資総口数	3
⑤純資産額	3
⑥総資産額	3
⑦預金積金残高	3
⑧貸出金残高	3
⑨有価証券残高	3
⑩単体自己資本比率	3
⑪出資に対する配当金	3
⑫職員数	3
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	34
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
エ. 受取利息及び支払利息の増減	34
オ. 総資産経常利益率	34
カ. 総資産当期純利益率	34
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高	35
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	35
エ. 用途別の貸出金残高	35
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	36
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	35
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	38
イ. 有価証券の種類別の平均残高	37

ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	37
エ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	38
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
①リスク管理	10~11
②法令遵守	7
③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	20~21
④苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	9
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	30~33
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権	5
②延滞債権	5
③3カ月以上延滞債権	5
④貸出条件緩和債権	5
(3)自己資本の充実の状況	4
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	37~38
②金銭の信託	38
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	38
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
(6)貸出金償却の額	36
(7)信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき決算関係書類について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	31

■信用金庫法施行規則第133条による開示項目

(連結ベースの開示項目)

1. 金庫及びその子会社等の概況	
①金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	39
②金庫の子会社等に関する事項	39
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
①直近の事業年度における事業の概況	39
②直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	39
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	39~40

■信用金庫法施行規則第135条による開示項目

報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

■金融再生法で定められた開示項目

金融再生法開示債権

■パーゼルⅢ「第三の柱」による開示項目

『自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項』(告示) 41~60



<https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

